

第九十六回国 参議院大蔵委員会會議録第十五号

昭和五十七年八月十九日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

八月十日

辞任 鈴木 和美君

補欠選任 鈴木 和美君

八月十一日

辞任 鈴木 和美君

補欠選任 鈴木 和美君

八月十八日

辞任 近藤 忠孝君

補欠選任 宮本 顯治君

八月十九日

辞任 宮本 顯治君

補欠選任 近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長 河本嘉久蔵君

理事 衛藤征士郎君

委員 中村 太郎君

藤井 裕久君

堀山 篤君

堀出 啓典君

岩動 道行君

大河原太一郎君

堀木 又三君

堀崎 均君

鈴木 省吾君

塚田十一郎君

土屋 義彦君

藤井 孝男君

赤桐 操君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

本日の會議に付した案件

○貸金業の規制等に関する法律案(衆議院提出)

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○継続審査要求に関する件

○公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願(第三号外一件)

○税制改革に関する請願(第一九号外九八八件)

○大企業優遇税制反対、大幅な減税実施等に関する請願(第一四四号)

○大型間接税反対と歳出削減に関する請願(第二一五号)

○たばこ及び塩の専売制度維持に関する請願(第五四一号)

○北海道東北開発公庫の存続等に関する請願(第五四二号)

○物価調整減税措置に関する請願(第七二九号)

○専売事業制度に関する請願(第七九〇号)

○北海道東北開発公庫の存置に関する請願(第七九一号)

○身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第九五八号外三二件)

○一兆円所得減税に関する請願(第九九〇号外一一件)

○合理的な医療税制の確立に関する請願(第一三二六号外九件)

○大幅減税実現に関する請願(第一三二四号外四件)

○大幅減税に関する請願(第一六五三号外一二件)

○不公平税制の抜本的是正等に関する請願(第一六九二号)

○不公平税制の是正に関する請願(第二二四二号外七件)

○一兆円の所得減税に関する請願(第二二七三号)

○大企業、大資産家の優遇税制是正等に関する請願(第二四七二号外一件)

○新一般消費税導入反対等に関する請願(第二四七三号外一件)

○一兆円減税と不公平税制の是正に関する請願(第二五三三号外一件)

○大企業優遇の不公平税制是正等に関する請願(第二五三三号外四八八件)

○たばこ専売制度存続に関する請願(第二六〇八号)

○所得税の大幅減税実施に関する請願(第二六四二号)

○積雪寒冷地域に即応する税制の確立に関する請願(第二六九八号)

○所得税減税に関する請願(第二八六〇号)

○一兆円の減税に関する請願(第二八八〇号外二件)

○所得税の課税最低限度額引上げに関する請願(第二九二二号外一件)

○たばこ、塩専売制度の存続に関する請願(第二九八六号)

○塩専売制度の存続に関する請願(第三一一三三号)

○たばこ専売制度維持に関する請願(第三一一四号)

○たばこ及び塩の専売制度存続に関する請願(第三四〇三三号)

○旧樺太住民に対する補償に関する請願(第三七一八号外九件)

○たばこの輸入自由化反対等に関する請願(第四五八六号)

○中小企業承継税制の創設に関する請願(第五三六八号)

○昭和五十七年産米たばこ収納価格引上げ及び専売制度存続に関する請願(第五五〇六号)

○中小企業者の事業用資産に係る相続税制の改正に関する請願(第五五二六号)

○中小企業承継税制創設に関する請願(第五五六九号)

○中小企業承継税制の創設等に関する請願(第五六五一号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

貸金業の規制等に関する法律案、出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案、以上二法案を一括して議題といたします。

まず、登議者衆議院議員大原一三君から両案の趣旨説明を聴取いたします。大原君。

○衆議院議員(大原一三君) たいだいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律案及び貸金業の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

近年、貸金業の業務の運営が、いわゆるサラ金問題を中心に大きな社会問題となっており、これを、貸金業が届け出のみにより容易に事業を行うことができるため、業者が乱立し、資金需要者の返済能力を超えた貸し付けが行われていること、その二は、年利一〇・五%までの利息の契約をし、または受領しても刑事罰が課されないこと、その三は、法律による業務の規制がないため、資金需要者の立場を無視した一方的な契約を行い、かつ、厳しい取り立てが行われていること、その他、貸金業者の経営基盤の脆弱さやモラルの低さ等によるものであります。

このように貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業者に必要な規制、監督等を加えて利用者の利益の保護を図るとともに、処罰される金利の限度を引き下げて高金利による弊害を取り除き、貸金業に対する社会的批判にこたえるためには、新たに法律を制定する等の必要があると考え、両法律案を提出した次第であります。

以下、両法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、貸金業の規制等に関する法律案について申し上げます。

第一に、この法律は、貸金業者に登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ること

を目的といたしております。

第二に、貸金業及び貸金業者についての定義を規定し、貸金業とは、金銭の貸し付けまたは金銭の貸借の媒介を業として行うものをいうことといたしております。ただし、国または地方公共団体が行うものを除外することといたしております。

また、貸金業者とは、本法に基づき登録を受けて貸金業を営む者をいうことといたしております。

第三は、登録についてであります。貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県に営業所等を設置する場合は大蔵大臣に、一の都道府県のみの場合はその営業所等の所在地の都道府県知事に、申請書等を提出して登録を受けなければならないものとすること。登録は、三年ごとにその更新を受けなければならないものとすること。大蔵大臣または都道府県知事は、登録を受けようとする者が、登録を取り消されてから三年を経過しない者、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終了した後三年を経過しない者、この法律もしくは貸金業関係の法律に違反し、または貸付契約の締結、債権の取り立てに当たって刑法その他の規制法令に違反して罰金刑に処せられ、その執行後三年を経過しない者等である場合には、その登録を拒否しなければならないものとすること。その他、登録の失効、登録事項の変更、廃業等の届け出、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止等について規定を設けております。

第四は、貸金業者に対する業務規制についてであります。すなわち、貸金業者は、顧客等の資力、信用等を調査し、返済能力を超えたと認められる過剰貸し付け等をしてはならないものとすること。営業所ごとに顧客の見やすい場所に貸し付けの利率その他の貸付条件を掲示しなければならないものとすること。業務に関して広告をするときは、貸付条件について人を誤認させるような誇大な表示をしてはならないものとすること。貸付契約の締結をしたときは、遅滞なく契約の内容を明らかにする書面を相手方に交付しなければならないものとすること。弁済を受けたときは、その

都度、直ちに受領金額及びその利息または元本への充当額等を記載した受取証書を弁済者に交付しなければならないものとすること。債権の取り立てに当たっては、人を威迫しまたはその私生活等の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならないものとすること。その他、帳簿の備えつけ、債務者等からの白紙委任状の取得の制限、債権取り立てについて委託を受けた者の取り立て行為の規制、全部弁済の場合の債権証書の返還義務、標識の掲示義務等について規定を設けております。

なお、貸付債権を譲り受けた者は、転々譲渡される場合の譲り受け人を含めて、その債権について、取り立て行為規制等の業務規制の適用を受けるものとし、貸付債権を譲渡する者は、その旨を書面で譲り受け人に通知しなければならないことといたしております。さらに、貸金業者は、相手方が暴力的取り立て行為をするおそれが明らかであること等を知らながら、債権の譲渡または取り立ての委託をしてはならないことといたしております。

第五は、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会の設立についてであります。現行の貸金業者の自主規制の助長に関する法律を廃止するものとし、従来の庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会にかわるものとして、貸金業者は、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会を設立して、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資するための指導、勧告、調査、苦情解決、業務研修、過剰貸し付けの防止等の業務を自主的に行うことができるとことといたしております。

第六は、貸金業に対する監督についてであります。大蔵大臣または都道府県知事は、登録業者がこの法律、金利等取締法等に違反したとき、または貸し付けの契約、債権の取り立てに当たり、物価統制令の抱き合わせ・負担つき行為の禁止規定に違反したり、刑法等に規定する罪を犯したとき、債権譲渡等をした場合に、相手方が暴力的取り立て行為をするおそれが明らかであること

を知らなかったことを証明できず、かつ、現実にその者が暴力的取り立てを行ったときは、一年以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができることといたしております。また、登録業者が欠格事由に該当することとなったとき、登録がえをしなかつたとき、業務停止処分違反したとき等は、その登録を取り消さなければならないことといたしております。その他、業者の所在不明のときの登録取り消し、監督処分、公告、業者に対する報告徴収、立入検査等について規定を設けております。

第七に、利息制限法との関係について、貸金業者に対して本法において各種の厳しい業務規制を課し、また、金利等取締法等を改正して刑事罰対象金利を引き下げることといたしていること等にかんがみ、貸金業者との利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超えるときは、その超過部分の支払いは、同法第一条第一項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすことといたしております。ただし、このみなし弁済規定は、契約書面を交付しない場合、受取証書を交付しない場合、業務停止処分違反して貸し付けの契約が締結された場合、金利等取締法の高金利の処罰規定または物価統制令の抱き合わせ・負担つき行為の禁止規定に違反して契約が締結された場合における支払いについては、適用しないものといたしております。

第八に、無登録営業、書面交付義務違反等について必要な罰則規定を設けることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとするとともに、所要の経過措置を講ずることといたしております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、第一に、現在、この法律の第五

条第一項において、刑事罰の対象となる制限利率は年一〇・五％となつておりますが、これを改め、業として金銭の貸し付けを行う者については、その制限利率を年四・〇〇四％とすることとしたしております。なお、一般私人については、現行の年一〇・五％の制限利率のままといたしております。

第二に、刑事罰対象利率の急激な条件変更を緩和するため、附則に経過規定を設けて、法施行後三年間は、制限利率を年七・三％とすることとし、三年経過後別に法律で定める日までの間は、制限利率を年五・四・七五％とすることとしたしております。なお、別に法律で定める日については、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以降において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとすることとしたしております。

第三に、質屋及び日賦貸金業者についての制限利率は、その業務の実情にかんがみ、現行の年一〇・五％とする特例を設けることとしたしております。

以上のほか、罰金の上限を引き上げることとしたしております。

なお、この法律は、貸金業の規制等に関する法律の施行の日から施行することとするともに、所要の経過措置を講ずることとしております。

以上が、両法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴山篤君 大原先生、この法案大変な経過を経て立法されたわけですが、心から敬意を表する次第であります。

御案内のように、サラ金三悪という言葉がござ

います。一つには高金利、非常に構造的な問題です。それから、過剰貸付融資の問題があります。それから第三には強制取り立て。世に三悪と言われているわけですが、ここ十年ぐらい顕著な例が多いわけですね。お互いに関心を持ち、また心配もしてきたわけですが、今回それぞれの法律をつくるに当たりまして特に、特別に配慮をした問題という点について先生のお考えをいただきたいと思ひます。

なお、当然この法案を準備をしている段階でも検討されたと思ひますが、最近信販を含め商品流通あるいは物産流通の分野でもクレジットというものが出てくるわけですね。したがって、庶民金融、小口金融の将来展望というふうなことも考えながら法案をされたと思うんですが、その二つにつきまして先生のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(大原一三君) 鶴山先生の御指摘の二つの問題、われわれも大変関心をしたところでございまして。おかげさまで、衆議院大蔵委員会各党の委員の方々の大変な御協力を得まして、ようやくこの案が成案を得ることができました。

御承知のように、最初この案ができる前に、五年ぐらゐり各省庁が寄りましたいろいろな検討を経緯がございまして。ようやく五十四年に成案を得まして、各党からもそれぞれ提案がなされておりました。まず第一は、一番腐心をしましたのは、御承知のように金利の問題でございまして。利息制限法というものが一方であつて、さらに一方で出資法というものがあつて、その二つの金利差が非常に大きく乖離しておる。その間に非常に紛争が絶えないわけでありまして、これを順次引き下げまして、利息制限法の金利に近づける方法はないものかどうかということいろいろな検討をしたわけがございまして。

後で大蔵当局からも話があると思ひますけれども、現在の二〇・九％をどのように下げていったらいいかということ、実効金利が大体、調査がこれいろいろございまして、七・七％とか八・〇％とい

う数字も一方において出ている。それをいきなり四・〇％ぐらゐりの水準に下げるといふことは業界の混乱も招くわけがございまして、これを逐次下げていったらどうかということで、五六年間で四・〇％の水準まで下げてみたらどうかという議論が出ました。しかしながら、この四・〇％の目標設定を六年目に置くといふことは、現在の実効金利の状況から見てもなかなかむずかしいのではないかと。いうことで、この案にございまして、五年経過後は速やかに四・〇％を目標にしてその実施日を定めようということにした点でございまして。

それからもう一つは、それに関連しまして、最高裁判例とかかわり合ひでございまして。現在、グレーゾーンといふことで裁判所へ持っていくけれども不当利得の返還請求ができる。任意に支払ったものでも利息制限法を超える金利は不当利得の返還請求ができるということになっておりますのを、業界に非常に厳しい、これも先ほど提案理由で申し上げましたように、登録とか、業務規制とか、暴力的取り立て、これにはすべて罰則が加重されることに相なつておりますが、厳しい条件を課すると同時に、その当分の間設けられるグレーゾーンにつきましては、一定の場合を除きまして、不当利得の返還請求ができないということにいたしました点でございまして。

この二点が各党間の折衝の中で一番問題になったところとございまして、一応こういう形で成案を得ることになりました。

以上でございまして。

○鶴山篤君 その点はわかりました。

それからもう一つ、私が先ほど質問をした中で将来の小口金融のあり方の問題ですね、この点について、この法律をつくりまして、ある程度業界は整理整頓をされるであろう。そのことは必然的に業界の体質、金利問題などいろんなものが整理整頓をされると思ひますが、先ほど申し上げましたように、各種の分野でクレジットが設定されておまして、競争が非常に激しくなると私

は見るわけです。そうした場合に、この言うとこ

ろの貸金業の社会的な地位というふうなものを含めた産業構造をどういうふうにするかでおられたのか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(大原一三君) 大変むずかしい大事な点でございまして、私は、このサラ金というのは特殊日本の金融構造だと思ひます。これは高度成長下日本の金融機関が全部産業金融へ集中していったといふこと、一つは消費者金融が取り残されてきたといふこと、恐らく外国では類を見ない金融構造のあり方だと思ひます。

ですから、どうしてもその消費者に対応するには、こういう金融の仕組みがやはり必要性があったから、したがってサラ金業界というのが出てきたんだと思ひます。いまのような低成長期に入りまして、いわゆる一般金融機関というものがもう少し消費者金融に目を開いてやっていかなきゃならぬ時期に来たんだといふ印象を強く持っております。

大蔵省の調査によりますと、この最初の三年間の金利七・三％以上を超える金利で貸しているものが、貸金業者の大体五・四・五％を占めているといふ、この人たちは当然これは整理の対象になるか、よほど合理化していかなければこの金利にも追いついていけない、悪徳業者というわけではありませんが、そういう業者は当然私は整理されていくと思ひます。将来四・〇％金利が決まるようになれば、これは先ほど申しました法律問題も一方で解決されると同時に、やはり優秀なりっぱな貸金業が、いまのようなどっちかという戦国時代と申しますか、混乱している貸金業界が漸次整理をされていくのではないかと。

そういった状況の中で、先ほど申しましたように、全金融機関の住宅ローン、消費者ローンを含めまして一〇・〇％そこそこ貸してないという状況も、漸次いわゆる消費者金融の方へ目を向けていくといふようなことになるのではないかと。これは皆さんからお知恵をいただいたのでありますが、将来の状況を見ながらできるだけ早い機会

に金利も下げ、業界も、したがってそれについていけるような優秀な業界が残っていくように大蔵当局も指導してもらいたい、かように考えております。

○委員長(河本嘉久蔵君) 発議者大原先生、結構でございます。種山先生のところは。

○種山篤君 次に、法務省にお伺いをします。

御案内のように、昭和三十九年十一月十八日、さらに昭和四十三年十一月十三日、最高裁におきまして御案内のような元金への繰り入れ、その点について最高裁の判決が出て、それを契機にして借りた方々の中ではよりどころにして、問題の解決を図ろうとして努力をしている。それから各地で見られますように、簡易裁判所におきまして調停などを行われているわけですが、その調停作業でも時には最高裁の判決、判例というものを一つの材料にしながら調停を成立させる、こういうことが非常に多かったわけですが、さてそこで、最高裁の判決が出た後、具体的に利息制限法についてどういふふうに改正をしたならばいいのか、あるいは改正をしなくてもよろしいのか。さらには、出資法と利息制限法との間の金利の乖離の問題があるわけですが、当然トラブルがこれからも生ずるだろう。

そこで、法務省に、判例、判決が出た後、法務省としてはこの判決というものをどう法律の分野で生かそうと努力をされてきたのか。あるいはその考え方についてまずお伺いをしておきたいと思ふんです。

○説明員(濱崎恭生君) 御指摘の最高裁の昭和三十九年と四十三年の二つの判例でございますが、これは現行利息制限法一条一項及び二項の解釈に関する判例でございます。

現行利息制限法一条の規定は、制限利率に超過する部分の契約は無効である、しかし、任意に支払ったものは返還請求をすることができないということになっておりますが、ただ、任意に支払ったものが有効な支払いになるのか、あるいはあくまでも無効な支払いであるのかということについて

ては、条文上はつきり書いていないわけでございます。その点は解釈の問題が残っていたわけでございます。

そこで、解釈の問題につきまして、最高裁で御指摘の二つの判決で、超過部分の支払いはあくまでも無効である。したがって、元本が残っている元本に充当されるし、元本が充当の結果なくなった後の利息等の支払いについては、返還を請求することができるといふ判例を確立したわけでございます。したがって、民法上の借り主の保護という観点から申しますれば、最高裁の判例、確定した判例によって十分に確保されているというふうに私も法務省民事局としては基本的に考えておいたわけでございます。

そういうことで、そういう観点、すなわち二つの最高裁判決が出たという観点だけから申しますと、そのために利息制限法を直ちに改正する必要はあるとは考えられないというふうに私も法務省民事局としては考えてまいりましたわけでございます。

○種山篤君 いま解釈の問題はあったにしても、利息制限法を改正する必要はない、こういう説明がなされたわけですが、さてそこで、現実の問題として、利息制限法は厳然として存在をする。この法律が改正になるなら、貸金業に関する法律が改正になるなら、別にしまして、現行の出資法との間に問題が残っているわけですね。現にいま私も申し上げましたように、最高裁に飛び込んで人は数少ないにいたしましても、簡易裁判所に問題を持ち込んで、調停を受けている事案というのは非常に多いわけですね。それだけ紛争がなお同種の問題で残っている。言いかえてみますと、これは制度上、法律上の問題であるし、構造的な分野から何らかの方法を講じないと、将来にわたって問題を残す、そういうことについてはいささかも変わりがないと私は思う。また、皆さん方も多分そういうふうな思っているだろうと思いますが、その点はどうでしょう。

○説明員(濱崎恭生君) 出資法の制限利率と利息制限法の制限利率というものが非常に大きな格差がある、そのためにいろいろな問題を生じているというところは御指摘のとおりだと思います。

そういう前提を踏まえて、いわゆるサラ金問題についてどう対処したいかということにつきまして、数年前より問題提起がされまして、それに対応いたしますためにサラ金業者についていわゆる登録制を実施し、その貸し付けに際してさまざまな営業上の規制をする必要があるのではないかと、そういう方向からの法律案を提出するように要請がされて、関係省庁でいろいろ協議してまいりましたわけでございます。その中には、私も法務省民事局の方も参加いたしました問題点の検討を行ったわけでございます。

その中の中心的な課題というのが、いま申しましたいわゆるグレーゾーンの問題をどうするかというものであったわけでございます。その問題についてどういふ解決方法が適切であるかということについては、関係省庁で成案が得られないまま推移いたしました。そして各党から議員提出という形で提案がされるようになったわけでございますけれども、出資法上の制限利率と、利息制限法上の制限利率の関係をどうするか、そのグレーゾーンの取り扱いをどうするか、任意に支払ったものの取り扱いはどうするかという点につきましましては、いろいろ検討してまいりましたわけでございます。いろいろの考え方、見解がございます。きわめて政治的な判断に係る問題であるということで、いま申しましたように、関係省庁の連絡の段階では一定の方向づけをするということまでには至らなかったわけでございます。

○種山篤君 今度の改正法四十三条で、この部分について定義が行われているわけですね。先ほど大原先生からお話がありましたように、一番御腐心をされたところであります。最初の三年間が七三%、次が五四%、最終段階で四〇%、こうな

ったわけですが、この四十三条の立案に際して法務省としてはどういふ見解を述べて、この問題についてよろしいと言われたかどうかよくわかりませんが、どういふ態度を示されたのか、その点をお伺いします。

○説明員(濱崎恭生君) もちろん議員提出の法律案でございますので、法務省の方で正式にそれに対して御意見を申し上げるという立場にはないわけでございますけれども、事実上いろいろな参考意見を求められたわけでございます。その中で、当然四十三条の規定というのは利息制限法との関係で法制度で可能なかどうかということについても事実上御意見をいただきました。事実上の御意見を申し上げた経過はございます。

その内容でございますけれども、現行の利息制限法の規定というのは、金銭消費貸借一般につきまして借り主の保護を図るという見地から、御承知のような規定を置いているわけでございますけれども、借り主をどの程度まで保護するかということについては、もっぱらこれは立法政策の問題でございます。サラ金の規制に当たりまして四十三条のような利息制限法の特則を設けることが必要であるということであれば、それが許されないという理由はないのではなからうか。サラ金利用者が不意に高利の契約をしたりあるいは支払いをししたり、契約内容や支払いの内容について不明確であるために利用者が不利益をこうむったり、あるいは業者が不当な方法で取り立てをしたりというようなことを防止するために、その各種の営業規制の措置を講ずるということとあわせて、そのような四十三条のような特則を設けるということであれば、これは立法政策として一つの合理的な方法ではなからうか。

ただ、そういう規制をするに当たりまして、四十三条のような特則を設ける必要があるかどうか、あるいは設けるべきかどうか、いずれの立法政策をとるかということ、これは借り主の保護ということだけではなくて、いわゆる庶民金融一般の問題全体の中で考えなければならぬと

て政治的な問題でございますので、この点の当否について、法務省民事局といたしまして最初に申しましたように、意見を申し上げる立場でもございませぬし、またそのどちらが正しいということについて当省として確定的な考え方を持っているわけではないわけでございます。

その点につきましては、立法院におかれまして慎重に御審議されまして、妥当な結論を出していただくというふうに考えているわけでございます。

○磯山篤君　なかなか慎重な答弁ですが、率直に申し上げて、一つには利息制限法という法律が厳然としてある。それから議員立法ではあるけれども、新しく四十三条というものが少なくともきょう現在では衆議院の本院議を通過したと、こういう事実が現実に残っているわけですね。それからその真ん中に、特に四十三年の判決でいきますと、消費者を保護するというのを非常に前に押し出して最高裁判決が出ているわけですね。これも厳然としてあるわけですね。

その三つの状況を見て、法務省として法律上の整合性の点はどうか。いつも皆さん方は法律の整合性というのをよく口にされるわけですが、今回この場合について、法務省としてはどういうふうにお考えですか。

○説明員（濱崎泰生君）　御指摘の最高裁の判例は、現行の利息制限法のもとで、すなわちいわゆるサラ金について特段の厳しい規制がされていないという状況について、貸し金一般につきまして利息制限法の解釈はこうあるべきだと、そういうことを前提にいたしまして、そういう判断をしなれば借り主保護の見地から適当でないという御判断に基づいているのだというふうに理解しております。

したがって、今回の法律案によって、先ほど来申しましたようないろいろな営業上の規制をかける、その前提として登録制を採用する、その登録を受けた貸金業者に限り、しかも所定の業法上の規制を遵守した貸し付けに限っていわゆるグ

レーゾーンの確保を認めるという法制度を採用しようということになっているわけでございます。その限りにおいては合理性のある考え方であるというふうに考えているわけでございます。

○磯山篤君　それからその次に、この法律が成立をしますと一年を超えない範囲で施行すると、こうなるわけですね。この改正法律が施行になるまでの間は、従来の最高裁判決あるいは判例というものが一つの根拠になりまして、任意に支払った部分について裁判所に判断を求める、こういう事例がここ当分の間続いていくわけですね。

さて、施行になった過程を少し考えてみたいと思ふんですが、仮に四十三条を含めてそのまま成立をしたと仮定をしましょう。その場合に、借り人の立場から言いますと、四十三条の規定はあるけれども、過去の利息制限法あるいは出資法、自助法などのいろいろな経過を見ましても、裁判で争えば勝訴をするんじゃないかということ、再び同じような事実が出てくる可能性があると思ふのは見るわけですね。

言いかえてみますと、この法律が通りましても、借り主した人が、いやこれはおかしいじゃないか、私の払ったものは元金並びにあらかじめ決めた利息以上に取られてもらったのは困る、取っちゃあかんぞと、そういうことで駆け込みが当然あると私は思ふわけですが、皆さん方の判断ではどんなものでしょうか。

○説明員（濱崎泰生君）　仮に成立したといたしまして、それが施行されるまでの間の問題でございまして、施行されるまでの間は当然これまでの利息制限法が適用されますし、最高裁の判決が維持される、それに従って運用されるということになるかと思ひます。

また、この四十三条の特則というのは、この法律案のもとでの登録を受けた貸金業者が貸し付けたという貸し金についてだけ適用されるわけでございますから、それ以外の貸し付けについては、もちろんこの四十三条の特則の適用がなくて、利息制限法がそのまま現在のとおり適用されるとい

うことになる。その限りでは利息制限法の解釈問題は依然として残るわけでございます。

それから、この法律案が成立した場合に、四十三条の解釈につきましても、もちろんいろいろ争いがあるかと思ひます。これは裁判所の将来の判断の問題でございまして、一概にどうだということでは申し上げられませんが、しかし、現行の利息制限法とこの四十三条の規定の根本的な違いというのは、現行の利息制限法では任意に支払ったものは「返還を請求することができない」と書いてありますが、任意に支払ったものが有効な支払いになるのかどうかということについて、条文自体では何も書いてない。それに對しまして、この法律案の四十三条では、「有効な利息の債務の弁済とみなす」というふうに言っておりますから、条文の書き方が基本的に違ふわけでございますので、この法律案のもとでは、従来の最高裁の判例と同じような問題は生じないであろうというふうに私も推測いたしております。

ただ、その適用につきましましては、いろいろな条件がついておきますので、その条件が当てはまるかどうかというふうな問題については、いろいろ紛争が生じる裁判事例も出てくることは予想されます。

○磯山篤君　じゃもう一度、最後に法務省にお伺いしますが、今度の改正法と一応言っておきましようか、新法と言いましようか、これを通して考えられますことは、正規に登録を受けている者からお金を借りる、契約も十分書面をもって契約をする、その場合には最初の三年間天井が七三と、こういうふうな書かれてあるわけですね。それから営業停止を受けた者だとかあるいは登録をしてない者、そういう者から借りた場合には無効だと、こういうふうな整理をしますと新法に書かれておるわけですね。

いろいろ考えてみますと、足して二で割るわけではありませぬけれども、この新法の中にも少し目こぼしがあるわけですね。幾つか調べてみますと

目こぼしがあるわけですが、借りる人に知恵があつて目こぼしのところを十分に承知しながら書面の交換をしたといたしまして、実は争いが残るような契約を借りる方ができるような仕組みに新法は、新しい法律はなっていることに気がついたわけですね。

いずれまた、細かくその点は申し上げますが、そういう場合には四十三条がせつかくありながらも、利息制限法第一条にひっかけて裁判所に駆け込むというところは可能だというふうな新法をずっと読んでみて私は感じたわけですね。皆さん方専門家ですから、もっと詳しく勉強されていると思ひますが、そういう問題点があるということは御承知でしょうか。

○説明員（濱崎泰生君）　御趣旨は、この法律案の四十三条の規定に抜け穴があるということにお気づきかという御質問かと受け取ったわけでございますが、そういうことでございまして、私も明らかな抜け穴があるというふうには理解しておらないわけでございます。もちろん先ほど申しましたようにいろいろな解釈問題がございまして、こういう場合にはこの一項の各号、二項の各号の要件に当たるのかどうかという問題が残るのかと思ひますけれども、そういう問題につきましては、民事裁判に關します限りは、やはり民事の裁判というものは四十三条に規定が置かれた趣旨を考慮して、脱法行為と見られるようなものはやはり四十三条の規定を適用させないという方向で、極力そういう方向での解釈がされるであろうというふうなことを考えております。

○磯山篤君　法務省あたりがとうございました。次に、大蔵省にお伺いしますが、これから大蔵省の役割というものは従来と変わらしまして、非常に広範囲に監督をしなければならぬ。それも、いままで多少なりともつき合っていた業界であるならばともかくとして、初めてのことでありまして、いままで届け出制でありましたので正確な数字もわからない、そういう中で監督行政になるわけですから、大変責任が重いと、こういうふう

思うわけです。

そこで、私が冒頭申し上げましたように、サラ金三悪というふうによく言われるわけですね。高金利、過剰貸し付け融資、強制取り立て、いずれもこれは連動をしている部分が非常に多いと思うわけですね。そこで、法律が成立をした場合に、本格的に皆さん方にすべての監督がいくわけですが、どうやってこの小口金融貸金業というものを十分健全なものにしていくのか。そのためには何も貸金業だけでなくして、その他の各種の金融の分野においても知恵を出さなきゃならぬところがあると思うんですが、基本的にこれからどういうふうに構えていくのか、その点をまずお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮本保孝君) 大蔵省といたしましては二つの視点があるかと思ひます。

一つは、御指摘のサラ金地獄というのが非常に社会的な問題になっているわけでありまして。これは大蔵省だけではなくて手にも負えない問題でございまして、今回この議員立法を仮に通していただくというふうなことになりますと、この法律の趣旨に従ひまして適正な行政を執行していくということによりまして、財政当局あるいは金融当局といたしましての大蔵省といたしまして、この社会的な問題でございましてサラ金問題というものに側面的な寄与ができるというふうに考えておるわけでございます。

もう一つは、御指摘の日本の個人金融を一体どうするかという非常に大きな問題があるわけでございます。私どもといたしましてはこのサラ金法の成立するに際しては、今後の個人金融問題を非常に大きな問題として考えておりまして、この秋からまた再開いたします金融制度調査会等におきまして、大きな課題として取り上げてまいりたいと思ひておるわけでございます。

特に、機械化というものが非常に進展してまいりまして、いわゆる現在古い意味での大蔵省の所管しております金融機関だけの話ではございませ

んで、御指摘のいろんな信販会社、貸金業者あるいはスーパー、百貨店、いろんなサービス業界といわれる業界からも、金融問題、特に消費者金融問題というものが相当ウェイトを占めてくるような状況でございます。

したがって、単に金融機関の消費者金融といふことだけではなくて、金融を取り巻きます周辺業界を含めた個人金融というものを私どもも考えていかなきゃいけないわけでございます。そういう意味におきましては、従来は貸金業者は預金を集めていたわけでもないじゃないか、単に資金を融通するだけの一方通行の金融なんだから大蔵省の所管でなくともいいというふうな見方もあったわけでございますけれども、これからはやはりそういう消費者金融全体をとらえてわが国の金融を考えていかなきゃいけないというところを考へまして、そういう消費者金融問題全般についても金融の問題としても真剣に取り組んでいきたいと、こう思っております。

○磯山篤君 これから広範囲に管轄していくと。もちろん大蔵大臣の場合には全国ネット、二つの県にまたがるということなんです、大別しますと、純粋に資本金の少ない中小、まあ零細と言つちや語弊がありますが、そういう貸金業は都道府県でありますよ。アコムとかプロミスとか、そういう大手企業は大蔵大臣の方の管轄権が及ぶと。

そこで、お伺いをするわけですが、大手の貸金業につきましては、いままでいろいろの材料を調べたりあるいは現実の金融実態を見ておりまして、わりあいにはトラブルが少くない。しかし、かなり利益率は高いという、そういう問題点を一つは抱えているわけですね。それから、地方の個人または法人の小さい事業のところは、率直に申し上げてわりあい問題点を抱えている店が非常に多い。金利につきましても、後ほど申し上げますが、かなり、大手に比べますと倍々高い金利。非常に高い。それから、いうところの取り立てと

いう問題もそういうところに発生をしている。したがって、画一的な問題をとらえますと、非常にこれは問題が残つてしまふ。だからといって、きめ細かくということになりますと、何万、十何万という店舗でありますので、それもむずかしい。なかなか知恵の要るところだといふふうに思ひますけれども、その点について特別に配慮をしていかなければならぬ、特別に指導を強化をしていかなきゃならぬというふうな点はいかがでしよう。

○政府委員(宮本保孝君) 確かに、いま届け出だけでも二十万件近いわけでございますので、とても大蔵省だけの手に負えることではないかもしれません。しかし、一歩ずつ確実な行政を進めるように努力したいわけでございますが、そういう意味におきましても、特に都道府県などとの緊密な連絡、これはすでに信用組合の行政におきましても実は都道府県に委任しているわけでございますが、そういう意味におきまして、信用組合行政でも都道府県とすでに密接な連絡をとりながら、統一的な考えのもとにやっていると、今後いいますが、そういう経験にも照らしまして、今このサラ金問題につきましても、都道府県との緊密な連絡が必要かと思ひます。また、いま御指摘の、特に中小零細企業におきましていろいろ不適正な行為等につきましては、これはまた法務御当局などとの関連もあるわけでございます。そういう意味におきましては、官庁間におきまして緊密な連絡がまず必要かと思ひます。

もう一つは、法律にもございまして、協会というものをとおつくりただけでございまして、この協会の機能を十分発揮できるように協会の指導といひますか、そういうものにつきましても十分配慮をいたしまして、私どもの手に負えない点につきましてもできるだけカバーをしていくというふうなことを考えていってみたいと思ひておるわけでございます。

○磯山篤君 そこで、時間がありませんので余り細かくは申し述べられないのが残念ですが、いわ

ゆる高金利という問題があります。これは法律上の高金利の問題と実際に借りた場合の高金利の問題、復利であるとか重利であるとか、そういう実際の場面から生ずる高金利という問題があるわけですね。

一応この新法では、利率を示すとか返済期間を明示をするとか、条件としていろんなことを表示をすることになっていきますが、やっぱり借りる人も知恵がありましかつても、貸す方も知恵があるわけですね。借りる人の中には、非常に余裕があつて借りるわけではなくして、緊急どうしても借りたい、気持ちの上では少々利息が高くてもやむを得ぬ、こういう気持ちがありながら借りるわけですから、細かい書類に目を通すあるいは返済の月々の金利を一々計算をして納得する契約を結ぶ、あるいは利息を払つて、従来あつた事件ですが、利息を払つても、帳面に書いておきまさらということでは領収証を出さない、くれないう。そのことがまた重利、復利の元凶にもなっているわけですね。そこで、高金利という制度上の問題と実際上の問題について、どういうふうにするか、それが非常に少なくなっていくか、こういうことがあろうというふうに思ひます。

それから私、けさも新聞を買つて読んでみまうと、スポーツ新聞の全部に御案内のとおりこういう広告が出ていますね。サラ金の広告であります。この中に、一見金利が安そうに見える表示の仕方がしてありますが、実際は高い。それから、まあそれは取り決めでありますけれども、利息というものは元金があつて利息がつくわけですから、十分計算をして契約を結ばなければ、先払いでも結構であります。結局は逐次高い金利になっていく。途中の計算をしますと、時には利息制限法を超える違法金利も出てくるわけですね。そういう問題についても、これから行政上の指導、監視、監督、こういうものがきめ細かくできまさんと、この高金利という問題についての被害者は依然として後を絶たない、こういうことになるだらうと思ひます。

それから過剰貸し付けでも、「他店利用者OK」というふうなずつと書いてあるんです。意味は二つか三つくらい書いてあるんでしょう。よその店で借りた人でもようござんすという意味もあるだろうし、しかし、そっちが払えないならうちの方で回してあげましょうという意味もあるだろうし、非常にこの広告につきましては他の業界の広告、広報に比べて弾力性があり過ぎる、誤解をしやすいというふうなことも手伝って過剰貸し付けになった。また、その過剰貸し付けが高金利の原因になる。

それから、新法によりますと、各県一を限りまして協会をつくろうと。従来の庶民金融業協会はなくなりまして、それにかわりまして新しいものができる。しかしこれも、弁護士連合会のように協会に全部入るわけではない。ですから、協会の分野から言いますとアウトサイダーというものが出てくる。それに対する指導監督というものも出るわけですが、どちらかと言いますと、大蔵省の管轄よりも知事の管轄下に入るアウトサイダー、協会から見るとアウトサイダー、正規の貸金業の登録をしたものであります。そういうものが出てくる。そのほかにもやみ金融という全くのアウトサイダーが出てくる。こういうものが連動しておいて、構造的であつて、それをやるわけですから、整理整頓をしながら正常化するわけですから、相当きめの細かい、また、たとえば金利一つにしても、契約書のことにつきましても、取り立ての問題にしても、かなりきめの細かいことを考えざるを得なくなる、こう思います。

その点、まだ法律が通っていませんから準備をと言つてもそれはお答えができません。思います。が、しかしこれは容易ならざるものであるだけに相当深い研究をする必要があろう。すでに検討には着手していると思いますが、考え方についてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮本保孝君) 御指摘のとおりでございます。せつと法律をつくっていただきますけれども実効が期されないのでは何ともならないわけ

でございます。高金利の問題あるいは過剰貸し付け等の問題、徐々にはあらうかと思ひますけれども、着実な実効を期するように努力してまいりたいと思ひますが、現在でも、御指摘のとおり庶民金融業協会を通じて通達等を出しまして、いろいろと行政指導をいたしているわけでございます。この新法が成立いたしますと登録というところになりまして、より細かな指導ができる体制を整えていただけることになるのではないかと思ひます。従来、経験をも生かしながらよりきめ細かな指導をしていきたい、こう思つておるわけでございます。

特に、私も個人的なことで恐縮でございますけれども、いろいろ契約の問題、保険の契約一つにしても、非常に厄介なことがいろいろ書いてあるわけでございますけれども、保険よりもはるかに一般の庶民が、しかも緊急に必要とする資金を融資するというふうなケースが非常にサラ金の場合に多いわけでございます。もっとわかりやすく、しかもはつきりとそういうことがわかるように何とか工夫をこらしてみたいというふうな思つておるわけでございます。

なお、やはり協会を通ずる指導が決め手になると思ひます。したがって、都道府県等とも十分連絡をとりながら協会に対する指導というものを十分配慮しながら、いろいろと行政をやつていきたいと思ひます。ただ、施行までにいろいろの政令、通達あらゆるものを準備しなければいけません。ひとつぜひ、これはここで申し上げるのは恐縮でございますけれども、できるだけ早く成立をお願いしたいと思ひます。

○磯山篤君 ちよつと話題が変わりますが、昭和五十二年、五十三年ごろから外資系の小口金融、これがわが国でも十社か十二、三社今日まで設立をされたと思ひます。中に小口金融もあるわけですが、それから信販、クレジットもあるわけですが、見たところ余り成績もよくない。そういうものについて大蔵省も分析をされていると思ひます。

が、中には撤収をしたところもありますね。これはどういうふうな分析をされておりますか。

○政府委員(宮本保孝君) 一時、外資系の会社が消費者金融会社を出したいということで、比較的にいろんな要請というものがございまして、かなり進出したケースがあつたわけでございますけれども、結局わが国におきまして消費者金融の実態というものを知らないで出てきたケースもあるようございまして、結局は撤収していったということございまして、やはりわが国の消費者金融の場合には、これは大手に属するかもしれないけれども、大手の会社等におきましてはかなりお互に同士の緊密な連携といひますか、そういうふうなことがございまして、いろいろ信用力の調査といひますか、そういう信用情報というものがわりと整つていて、意外にも整つておるようございまして、そういうふうな国内におきまして協調関係等に外資系の会社がなかなか入りこつたというふうな面もあるようございまして、貸し倒れ等が、わが国の国内の金融会社と比べてと外資系の金融会社におきましては非常にかさんだというふうな面もあるようございまして、余りわが国におきまして消費者金融をやつてもうまみがないというふうなこともございまして、撤収したのではないかというふうな理解しておるわけでございます。

○磯山篤君 最後になりますが、気になりますのは、衆議院で小口金融関係の業界代表を呼ばれて、法案審議に際して、法案を立案をする立場からいろいろな参考意見を聞かれたわけですね。一言で言ひますと、大手につきましてはほぼ全体を通じて賛成意見が強かつた。ところが、丸山さんを代表とするいわゆる庶民金融業協会、中小につきましては規制の部分は賛成をしましたが、金利の部分、グレーゾーンの部分については消極的の反対というよりも頭から反対という感じが非常にしたわけですね。現実には庶民金融業協会が全国に指導しております金利を見てみますと、三年前、四年前から大騒ぎをしていたにもかかわらず、依

然として八〇とか、中には九一というふうな金利、百万円以上のところでもやうやく七三と、これが定着をしているわけですね。ほとんどどう変わらぬ。

そうしますと、やっぱり問題になるところは四十三条のところになつて気になつてしようがないと思ひますが、大蔵省として現実、実勢の中小零細の企業の金利の実態から考えてみて、これは何か方法を講じませんと、能力がないところはずぶればいんだというわけにもいかないと思ひます。何らか方法があると思ひます。それはコストの安い金を、資本金を持つとか、あるいは借り入れをするとか、借り入れをさしてやる土壌を、環境整備をするとかいふようなことがない、法律は通つたけれども、依然として高い金利の現実が残つてしまふ。そうなりますと、また同じような問題が起きるわけですね。そのこの問題点をどうしても指摘をしておかざるを得ない。

それからもう一つ、法律ができてしまひますと、貸したやつが悪い、借りたやつが悪いというふうな言ひわけにいかないと思ひます。いままでは環境なり法律というものが十分整備をされていなかった。その弊害があつたために、あ部分ではやむを得なかつたところもあると思ひますが、今度はそれはいい。しかしその過程では、依然としてサラ金被害、サラ金公害といひますか、そういうものも考えなきゃならないと思ひます。そういうことについて大蔵省で何かお知恵があれば、この際ひとつ明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

以上です。

○政府委員(宮本保孝君) いまのサラ金業者の実態でございますが、まあ千差万別だと思ひます。そんなに高くしなくてもやつていけるような形態のところもあるかと思ひます。またあ七三とかあるいは五四とかというふうな数字自体について、私ども一律にこれはどうだということでは申し上げられないわけでございます。

も、いずれにいたしましても、はじめに庶民金融のために努力しておるサラ金業者というものは、やはり金融的にも大切にしたいかなきやいけないうわけでございます。そういう意味におきまして金融的に申し上げると、やはり御指摘のように、調達コストが低くなればおのずから貸出金利も低くなるということがあるわけでございます。

したがって、調達コストを下げるには、一番早い道は、金融機関から貸し出しがサラ金業者の方に流れる点であるわけですが、これがまたのべつ幕なしにどんどん流れることにつきましては、また社会的な問題もあらうかと思ひます。まじめに努力しておるサラ金業者への金融機関を通ずる資金の流れというものにつきましては、私どももいたしまして前向きにこれを考えていかなくちやいけな問題だと思ひます。

同時に、サラ金業者自体も経営の効率化とか、経費の節減とか、適正利潤についての考え方とか、そういう面におきましても、十分われわれなりにできる範囲で指導に努めてまいりたいと、こう思ひわけでございます。

○多田省吾君 たいま議題になっております貸金業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案の両案につきまして、若干の質問をしたいと思ひます。

一部のサラ金業者の悪徳商法による家庭悲劇が絶えずおきまして、連日のようにマスコミでも報道されておりますから、だれでも深く心を痛めていた問題でございます。わが党も、この点真剣に検討を進めまして、昭和五十二年の五月に法律案を提出し、また五十四年再提出いたしました。そして早期規制を強く要請してきたところでございます。

本法律案は、わが党がかねてから提案してきた登録制、書面の交付義務、営業の停止などの条項につきましてはほぼ同じ内容になっておりますが、上限金利の引き下げ幅、それからグレーゾー

ン金利のみなし弁済規定の取り扱いに關しましては、私どもは全面的には賛成いたしかねるのでございします。しかしながら、現在のサラ金構はいまもなお統々と発生していることを考えますと、この野放し状態をいつまでも放置することは許されません。サラ金規制の必要性、緊急性が強く要請されておりますことから、本法律案の成立は庶民のための健全な消費者金融を育成する第一歩ではないかというところから、衆議院では賛成の意を表明したわけでございます。

そこで、今後さらにこれを充実するために、またよりよき方向に改正する観点から、順次伺つてまいりたいと思ひます。

初めに、出資法の上限金利の引き下げ幅につきまして提案者と大蔵省にお伺ひしたいと思ひます。

本法律案は、刑事罰の対象となる制限利率を四〇・〇四％とすることとしております。この経過規定として、法施行後三年間は制限利率を年七・三％、三年経過後別に法律で定める日までの間は五四・七五％としております。しかし、別に定める日以後、いわゆるこの法律施行後五年を経過した日以後におきまして、四〇・〇四％と上限金利の下げ幅につきましては明確にしてありますが、その実施時期が不明確であります。この点が実質的には棚上げされるのではないかと、いうことも危惧されているわけでございます。この点速かに実施するためにはどう対応して、どう努力していくのか、この点について提案者にお聞きしたいし、また大蔵省は、この点どう指導、監督していくのかもお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(大原一三君) 先ほど龜山先生からお話があったんでありますが、実際に業界で指導している金利が七〇％とか八〇％という水準に現状はございます。

最近の実態調査を大蔵省にやってもらったんでありますが、やはり平均七割から八割という貸出金利の実態がうかがわれるわけでありまして、これを一律に四〇に持つていくということは、一

方において非常に厳しい制限をしておりますわけでありまして、理想としては非常に四〇％に持つていくということでは正しいんでありますけれども、この法案に書いてございしますように、五年経過後貸金業者の実態、金利の動向、経済情勢等を勘案しながら速やかに実行に移すということでございます。まして、われわれ提案者としては、できるだけ早く四〇％の水準に持つていきたいという気持ちで書いたわけでございます。

将来棚上げされる心配があらはれないかということでありまして、これはこの法律ができましたら、大蔵省が強力にまた指導してもらわなければならぬし、協会加入ですね、これを何とか行政的にも促進してもらいたい、アウトサイダーがで

きるだけ少ないように、業界サイドの協会側において積極的なそういう面の指導もしてもらいたいという考え方の方でございまして、われわれとしてはできるだけ早く四〇％ラインに持つていきたいという気持ちでございます。

○政府委員(宮本保孝君) いま御提案の先生のお話、私どももそのような感じでおるわけでございます。ただ、要するに五年後しかるべき時期に法律で定めるところにされておるわけでございます。まして、われわれとしてはあくまでも国会の御判断にまかしたいわけでございますけれども、基本的にはやはりできるだけ早くという希望があるわけでございます。そのためには、実際五年後とか六年後とかに実際の金利が下がっておることが、一番そういうことを決めやすい環境づくりになるんじゃないかというふうな気がいたすわけでございます。

そういう意味におきましては、法施行後の貸金業者の貸出金利が、できるだけ実際問題として下がるような方法を何とか私どもなりに考えていきたいと、こういうふうに思っておりますわけでございます。

○多田省吾君 くだいようであります。提案者にもう一遍お尋ねしたいわけですが、提案理由の中でも「資金需給の状況その他の経済・金融情

勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え」とありますし、いまも提案者からそのことで御答弁もあつたわけでございますが、そのときになつてみますと、やはり貸金業者の中から相当の反対運動が起こつてくるのではないかと、いうことが予想されます。この圧力に負けてしまつて四〇・〇四％が見えかけのものになつてしまつて、いう心配もあるわけでございます。

この点、貸金業者の業務の実態等をどのように公平に判断するのか。また貸金業者の圧力に負けて政治的判断を加えるのではないかと、いうような心配もありまして、時期を決するのに本心に勇気であつていただきたいということを強く要請したいわけでございますが、くだいようですが、その点お尋ねいたします。

○衆議院議員(大原一三君) その点につきましては、衆議院サイドにおいて、公明党の御提案は、たしか四〇％に最初からするようというところでございした。しかしながら、参考人の意見等も幅広く聴取し、やはり一遍にいい法律をつくるというのなかなかむずかしいと思ひまして、私たちもこの法案が一〇・〇四％のものと思つておきません。しかしながら、現在のサラ金地獄と申しますか、サラ金業界の実態を顧みますと、に、何とかして前進的にこの問題を解決していきたいということから、御納得をいただいたものと思つております。

ですが、四〇％ラインにいつ持つていくのかという議論でありますけれども、先ほども申し上げましたように、また、それぞれの各党の先生方の御意見等を集約しながら、できるだけ早い機会に四〇％ラインに持つていくように積極的に努力をしたいという気持ちでございます。

○多田省吾君 いま提案者から御答弁があらしたように、わが党もいたしましては、本来施行後二年間は五四・七五％、それ以降は三六・五％と主張してまいりましたので、それから見れば当然四〇・〇四％は不満があるわけでございますが、それも早くやるべきだという考えでございます。

したがって、この四〇・〇〇四％は、本法律の施行後五年後直ちに実施してもらいたいと思ひますし、また実施すべきであると思ひます。この法律で別に定める日ということとは、私も五年後からすぐ実行すべきであるという強い意味を持っています、このように理解しておりますが、提案者及び大蔵省はどう理解しておりますか。重ねて伺ひておきます。

○衆議院議員(大原一三君) お答えいたします。先ほども申し上げましたが、五年経過後直ちに速やかに行ふことには法律の体裁はなっておりませんので、五年経過後、金融情勢や貸金業者の事態と申しますことは、日歩三十銭を二十銭に下げ、十五銭に下げ、いきます間にまた極端なやみ金融とか非常なやみ金融等がはびこるようでは、これは何にもなりませんので、そういう状況も取り締まり当局に積極的に取り締まっていたら、できるだけ現在のようにな七〇とか八〇という業界主導の金利水準をこの水準に近づけてもらうという努力を中間にいたしまして、その実行の過程を見ながら五年後速やかにその状況を勘案しつつ実行に移すというふうになつていくわけでございます。何しろこれは議員立法でございますから、また恐らく各党間の御意見を集約しながら、その点も配慮していかなければならないという気持ちでおります。

○政府委員(宮本保孝君) この問題はいま御指摘のとおり、われわれといたしましては国会の御判断にまつべき点でございますけれども、私も私どもといたしましては、そういう環境づくりに努力してまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 現在、貸金業者の実態を見ますと、大手四社の平均金利は三九・六％となつておりまして、四〇・〇〇四％を下回つております。しかし、大半の中小の貸金業者は、五四・七五％から九一・二五％の金利の範囲で行つております。特に、施行後になる七三％以下五四・七五％以上の金利の貸金業者の利用者は、全体の七〇％を占めております。また、業者の数からして大変多くなつておりますが、いわゆるこの間の業者をどう指導していくかがこの四〇・〇〇四％施行の大きなポイントになると思ひますが、これらの中小業者の実態及びその指導をどのように図っていくお考えか、提案者と大蔵省にお聞きしたい。

○衆議院議員(大原一三君) 大変むずかしい指導をしていかなきゃならぬのではないかと思ひますが、これは大蔵当局が各省と協力してやつていく話でございます。現在二十万件届け出ておりますけれども、恐らく登録が始まればかなりのその中の数がはじき出されるのではないかとこのように想像されるわけでございます。大蔵当局としては、聞きますところ、できるだけ早くその登録を終えて、そして業界の整備を図つていきたいということでございます。その点につきましては、ひとつ大蔵当局から御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮本保孝君) やはり一番のポイントは何度も申し上げておりますように、実際のところにかく貸し出し金利が下がっていくことでございまして。したがって、そこに焦点を当てまして私どもといたしましては努力いたしたいわけでございますが、基本的にはやはりそれぞれの事業者の企業努力にまたなくちゃいけない問題でございます。ただ、一般論として申しますと、やはり資金調達コストを低めるにはどうしたらいいの、あるいは能率的な事業運営というものがございまして各業者の経営の効率化を図っていくことが必要じゃないか。それからまた、与信判断というものを適切にすることによりまして、できるだけ貸し倒れを少なくするというふうな方策をとる必要があるのじゃないかと思ひますが、これらにつきましては、何れ非常に数の多い業界のことでもございまして、また中小零細の企業の多い点もございまして、先ほど来申し上げておりますように、都道府県あるいは各府県にできます協会のいろいろなを通する指導、これの効果が上がるようにしたいわけでございます。できるだけ協会への加入などにつきましても積極的な努力をしてまいりたい、こう思ひつてございまして。

○多田省吾君 大蔵省にお尋ねいたしますが、最近の信販会社の金利は二七・六％から三三・七％、それから流通業界の金利は二七・〇％から三六％となつていようであります。また銀行系のクレジットカードは一五％から一八％、都市銀行は一〇・五％から二〇％、相互銀行は九・九％から一八％となつておりまして、サラ金と比較しますと大変低金利となつております。この点、一般銀行が消費者金融の一層の促進に努める、あるいは消費者金利を低下させる、消費者金融市場を拡大させるというようにすることに資するべきだと考えますが、行政当局といたしましてこれをどう考えておりますか。

○政府委員(宮本保孝君) 個人金融につきましては、高度成長時代を通じてわが国の金融機関の融資が企業金融に偏つておつたという点があるわけでございます。ただ住宅ローンを中心としたしまして、個人も単なる貯蓄者としてよりは、資金の需要者として昭和四十年代後半以降登場してまいつたわけでございます。最近住宅ローンだけじゃございませんで、いわゆる一般の消費者金融というものの需要も大変高まつてきておるわけでございます。この十年間におきまして、金融機関側の対応も大変な努力をいたしております。いろいろな新型の消費者ローンの開発なども行つておるわけでございます。ただ、実際計数的に見ますと、住宅ローンはさとおきまして、消費者ローン自体の伸びというものは余り進捗していないような状況でございます。私も私もといたしましては、一般の金融機関の消費者ローンにつきましても、積極的の一層の展開を図るようには要請いたします。そのことが、また、金融機関以外のいわゆるサービス産業を通ずる消費者金融を適正に、かつ円滑にならしめるゆえんではないかと思ひつてございまして、先生御指摘のとおりでございます。一般民間金融機

関を通ずる消費者ローンの指導につきましては今後とも一層努力してまいりたい、こう思つております。

○多田省吾君 次に、グレーゾーンの返還請求権につきまして、二、三お尋ねしたいと思ひます。貸金業法の中で、第四十三条の一項で「任意に支払つた場合のみなし弁済」規定を設けておりますが、その真意をお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(大原一三君) 現在の法体系が出資法——これは保全経済会等の問題が起きてから一〇・九％というふうな決められておりました。一方これを超えたものは罰則を科せられる。ところが利息制限法の方では、最高が二〇％、それに賠償金を加えますと、その倍でありますから四〇％までということになつておりました。その間にいわゆるグレーゾーンができておるわけでございます。

ところで、そのグレーゾーンといひますと結局、最後は四十三年でございまして、たしか四十三年度最高裁判所の判例によりまして、任意に支払つても不当利得の返還請求ができるという判例が出たわけでございます。非常にやややな金利地帯ができておるわけでございます。一方におきまして登録を義務づけ、さらにまた非常に厳しい規制を、私、これやる前はちつとも気がつかないものであります。あたりまえのことか書いてあるんだと思つたら、そうじゃないということである。まして、受取証書も出さない、契約書も渡さない、返還の条件も書いてないというふうな、そういう混乱した業界に対して厳しいメスをこれから加えていくわけでございます。行く行くは四〇％に持つていけばグレーゾーンの幅はなくなつていくわけでございます。それから、現在の業界の厳正と申しますか、行儀をよろしくしていただくために、過渡期ではございまして、その条件の中でひとつ不安定な経営形態、経営状況がないように、裁判所へ持つていって返してもらへるというふうな不安定な経営条件をやはりこの際、先ほどのいろいろの規制との交換条件でこの

法律で排除をしたわけでございます。

ただし、この場合も、先生御指摘の任意とは何ぞやという事実認定の問題が、これは錯誤あるいはまた詐欺あるいは強迫、何らかの形で自由な意思を妨害された場合は、これは争えるわけでございますし、さらに先ほどの受取証にまた契約書の写しでございまして、そういうものが交付されてない場合には、この任意ゾーンの適用はないんだというところまで、一応条件排除をしておりますので、そういう考えで、最高裁の判例を何と申しますか、排除したという規定になつておるわけでございます。

○多田省吾君 大蔵省にお尋ねいたしますが、大蔵省は昭和五十二年十月以降関係六省庁で検討してこられた結果、政府提案がでなかった理由といたしまして、いわゆるグレーゾーン金利の取り扱いで最高裁判例等の関係がありまして、各省庁間の意見がまとまらなかったと言っておられるようでありまして、その検討結果と理由を御報告いただきたいと思います。

○政府委員(官本保孝君) 六省庁昭和五十二年十月以来検討してまいってきた点は御指摘のとおりでございます。

その過程の中で、実は今日の議員立法の中にございまして四十三条というふうな内容についても、一つの案であるというふうなことであったわけでございまして、やはり行政府といたしましては、司法府が確立いたしました判例があるという現実を踏まえまして、政府提案ということとはちよつとまあ無理だ、あるいは断念したということとございまして、国権の最高機関であります立法府の政治的な判断にまづというふうなことになるわけでございまして。

○多田省吾君 法務省にお尋ねいたしますが、現行利息制限法におきましても、債権者が任意に支払った場合については返還請求ができないといっているにもかかわらず、最高裁の判決では債権者の利息超過分の返還請求権を認めた判決をしていることにつきまして、その根拠についてどのように

理解されておりますか。

○説明員(濱崎泰生君) 裁判所の判断の問題でございまして、その判断がどういう根拠に基づいてされているのかというところは、私も判決文によつてしか知ることができないわけでございまして、その範囲内で理解しているところを申し上げたいと存じますが、現行の利息制限法一条一項におきましては、制限利息を超過する部分の利息の契約は無効であるというところを申し上げて、しかし御指摘のとおり二項において、任意に支払つたものは「返還を請求することができない」というふうな書いてあるわけでございまして。

しかし、この二項で、「返還を請求することができない」と書いてある趣旨が、果たして任意に制限を超過して支払った部分は弁済として無効なのかあるいは有効になるのかというところについては、条文上はつきりしていないわけでございまして。したがって、その超過部分の支払いはあくまで無効な支払であるというふうに解するか、そうでなくて有効な支払になるというふうに解するか。そしてその結果、任意に支払つた場合の効果はどういうふうになるのかということとは、条文上明らかにされてない。そのため、それをどういうふうに解するかということについては、解釈の問題が残つていたわけでござい

ところで、利息制限法の趣旨は、申し上げるまでもなく、超過部分の民事上の効力を否定するということによつて経済的弱者である借り主を保護するということにあるわけでございまして、そういう解釈として二つの道がある以上は、そういう立法趣旨に照らして裁判所としては借り主に有利なような解釈をする、そういう考え方に基きまして、任意に支払つたものもあくまでも無効な支払である、したがって、元本がある限りは元本に充当されるし、その充当の結果元本がなくなつた後に支払われたものにつきましては、元本がない以上、利息も損害金もあり得ないということ、利息制限法一条一項の規定が適用される余地

はないという解釈をとつたわけでございまして。そのように私どもとしては理解しております。

○多田省吾君 法務省にもう一点だけお尋ねいたしますが、この場合、本法律案の貸金業法の第四十三条でみなし弁済規定を設けても、実質的には最高裁判決が優先されるべきだと思ひますが、この点はどうかお考えですか。

○説明員(濱崎泰生君) 御指摘の実質的にはという趣旨が、必ずしも不敏にしてよく理解できないわけでございまして、もちろんこの法律案の四十三条の規定の適用は、登録を受けた貸金業者がした貸付契約についてだけ適用されるものでございまして、また四十三条ではいろいろな制限が付けられておりますので、その制限に該当するような場合は四十三条の適用がないということになります。

したがって、四十三条の適用を受けない、登録貸金業者以外のものの貸し付けに係る利息の契約あるいは四十三条でいろいろ例外が設けられております規制に該当する場合の利息の支払いについては、御指摘のとおり依然として原則に戻つて利息制限法の規定が適用されますし、その適用に当たつては確定した最高裁の判例に従つて処理されるということになるかと思ひます。

ただ、その適用は四十三条の適用があるという場面に限ります限りでは、先ほども申しましたように、現行の利息制限法の規定では、その支払つたものが有効になるのかどうかということがはつきり条文上書いてないというために、先ほど申しましたような解釈の余地があったわけでござい

すけれども、この法律案におきましては、そういう超過部分の支払いは有効な利息の弁済とみなすというふうに、その点の疑義がないようにはつきり書いてあるわけでございまして、この適用がある限りでは、これまでの最高裁判所の判断と同じ判断がされるということにはならないというふうに考えます。

○多田省吾君 提案者にお尋ねいたしますが、最高裁の判決もあることとございまして、弱者救

済、保護という点でどういう考えでおられるか。

それからもう一つは、わざわざみなし弁済規定を設けることによりまして、貸金業者の取り立て行為がいままで以上に厳しくなるということが考えられるわけですね。そうなればサラ金悲劇が今後もしも続発する危険性がありますが、この四十三条のみなし弁済規定を排除できないかという問題ですね、その点はどうかお考えですか。

○衆議院議員(大原一三君) おっしゃった点は一番關心をした点でございまして、弱者救済といひますか、現在のサラ金のトラブルでございまして、裁判所へ行つて争える方というのは、全体のサラ金を借りていらつしやる方のパーセンテージからいふと非常に少ないと思うのです。大蔵省の数字によりますと、一万六千件がサラ金で簡易裁判所で事件になつておる。實際借りてゐる人はどれぐらゐるんだらうかといひますと、先日も社会党の平林先生がお調べいただいたで、五百万人とか六百万人という件数があるようでございまして。したがって、裁判にも行けないで追つかへ回されて、とんでもない取り立てを受けて一家離散したりあるいはまた自殺をしたり、非常な不幸な事件が底辺にたくさん起きてゐるわけでございまして、そこらにひとつメスをまずこの法律は入れていったらどうかというところで、皆さん方と御議論を申し上げたわけでござい

ます。ですが、裁判に行けるか行けないかは、これはまだ余地は、いろいろの問題点がたくさん残つておるわけでございまして。先ほども橋山先生からおっしゃいましたが、いろいろまだ抜け穴があるんではないかというお話で、いろいろあると思うんです。この書き方の中で、「(書面の交付)」、書面とは何ぞやとか、交付の内容は一体どれぐらゐのものが本当の書面だらうかとか、議論の余地はたくさんあると思うんであります。裁判事件に持つていくケースは、これは私はそれを全然この法律が排除しているということにはならないと考えております。

○多田省吾君 じゃ次に、貸金業法の規制につ

て若干お伺いしたいと思います。

まず大蔵省にお伺いしますが、現在のサラ金業界の実態はどうなっているのかお伺いしたいわけですか。簡潔に個人、法人別の業者数、それから資本金別、金利別実態はどうなっておりますか、お知らせいただきたい。

○政府委員(宮本保孝君) 私どもいたしましたは、四半期に一回都道府県からの届け出数を聴取いたしておるわけですが、五十七年の三月末で届け出件数は二十万五千件でございます。そのうち、個人は十六万三千八百八十八件、法人は三万九千八百三十二件でございます。なお、この二十万のうち休止届、休業届が出ておりますのが一万五千四百六十七でございます。

それから、資本金でございますが、この資本金とか、いま先生御指摘の金利別等につきまして、実は実態調査が行われていないのでございまして、大蔵省がアンケート調査等によりまして把握いたしました数字から見ますと、個人の組合の自己資金額、いわゆる元手でございますが、五百万円未満で商売をいたしておる件数が四二％になっております。なお、貸出金利につきましましては、七三％超の事業者が約三五％でございます。それから、五四・七五％超の事業者が約五七％と、これは消費者向けの無担保融資でございますが、そういう状況になっております。

○多田省吾君 大蔵省にもう一点お尋ねいたしますが、本法律案が施行されることになりましたと、上限金利が七三％、五四・七五％、四〇・〇〇四％と変わるに従いまして、業界の営業に与える影響についての見通しはどう思われているか、お伺いしたいわけですか。

また、今回の業務規制によりまして、いわゆる悪徳業者といわれる者の追放にどのように効果があらわれるか、その辺のお考えをお聞かせしたいと思います。

○政府委員(宮本保孝君) 上限金利が段階的に引き下げられていくわけですが、その過程で当該金利以上の契約をいたしますれば刑罰が科

せられることになるわけでございますので、これは当然のことながら、低利で貸し出す事業者というものの割合がふえていくわけでございます。暴利をむさぼる悪徳な業者は営業ができなくなるというふうに考えられるわけでございます。

なお、今後こういう登録制が施行になりますと、規制も強化され、だんだんその業界の営業姿勢も適正化されるということになってまいります。と、一般の金融機関等を通じてサラ金業界への資金融資の割合も、当然のことながらふえてくると思うわけでございますので、あれやこれや考えますと、やはりこのサラ金業界の中にも適正な競争原理というものがだんだん発揮されるようになりまして、業界全体が正常化といえますが、悪徳業者が追放されて、徐々に正常化されてくるのではないかと、このように期待いたしているわけでございます。

○多田省吾君 次に、提案者に取り立て規制の問題で二、三お伺いしたいと思います。

特に、暴力金融の最たるものは、取り立て手段を選ばないこととございまして、第二十一条で「(取り立て行為の規制)」を規定しておりますが、この行為の範囲についてどのように考えておりますか、具体的に伺いたいと思っております。

念のために、一般的に言われていることを二、三例を挙げますと、たとえば会社の勤務中に呼び出したりした場合どうか、あるいは夜中に訪問したり電話で妨害したり、あるいは保証人でもないのに身内のごとくへ、親戚や親のところへ行く場合は、それそれ業者への処分はどうなるのか。債務者は、これらの行為から守るためにこの窓口を訴えたいのか、その辺お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(大原二三君) いまおっしゃった各種の事案でございますが、ここに書いてございまして二十一条の取り立て規制は、刑法の脅迫にかなないようなものでも取り立ての規制になりますとわれわれは解釈をしております。したがって、脅迫と書かないで「威迫」とこう書いたわけござい

まして、さらにまた、「私生活若しくは業務の平穩を害する」と、夜中に何回も電話したたき起すというふうなことは、これは当然この条項に該当すると思っております。中には、玄関口で太鼓をたたいて金返せと言っているのがあるんだそうで、これも当然威迫の対象になると思っております。それから、何時でも家に座り込んで奥さんの仕事をえらく妨害するということも、われわれはこの取り立ての規制の対象になるというふうに考えております。

○多田省吾君 御答弁のように、「私生活若しくは業務の平穩を害する」となっておりますので、この取り立てにつきましましては、私たちは取り立て額につきましても最低生活を確保した上で行うということの意味を思っておりますけれども、この点どのように保護されるべきだと考えておられるのか。

それからもう一つは、簡易裁判所に債権の調停の申し立てを行う場合は、この点明確に保護されるのか。本法律案ではどう配慮をされているのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○衆議院法制局参事(松下正美君) お答え申し上げます。

この法律案の第二十一条は、暴力的な取り立ての規制をされるものでありまして、取り立て額については直接何ら規制するものではございませんが、取り立ての額につきましましては、現行法上におきましても強制執行の場合、最低生活の確保に必要なのは民事執行法の百三十一条で保護されております。この法律案が成立いたしましたとしてもこの点については変わるものではございません。

○多田省吾君 余り時間もありませんので急いで御質問しますが、過剰貸し付け問題があります。過剰貸し付けの十三条の規定は、いわゆるサラ金地獄と言われる状況に落ち込むのを防ぐ重要な役割を果たすものと思っております。しかし、現在の中小業者が債務者の信用についての調査能力が十分であるかどうかは大変疑問でございます。この点、過剰貸し付けの防止のために調査能力を充実

させる必要があると思っておりますが、大蔵省としてこの点はどう指導していかれる考えですか。

○政府委員(宮本保孝君) 貸金業規制法案の三十条におきまして、貸金業協会が信用情報に関する機関を設けまして、あるいは他の機関を指定して、業者がこれらの機関を利用することなどによりまして、過剰貸し付けの防止を指導する義務を協会に課しているわけでございますけれども、大蔵省といたしましては、この全国貸金業協会連合会を通じて、信用情報機関の設置または他の機関をそういう信用情報機関として指定するというようなことが円滑に行われるように最善の努力をまいりたいと、こう思っております。

○多田省吾君 提案者にお伺いしますが、貸し付けの身元確認のために保証証あるいは免許証、それから身分証明書だけで貸し付けているところも多いわけですが、これらはその人の資力を十分に証明するものでない方法で貸し付けするものについて、この法律案はどのように防止されるのか。

特に、保証証などを盗んで借りている例もあるそうでありまして、写真も添付してありますので本人かどうか明瞭ではありませぬけれども、この辺はどうかあわせてお伺いします。

○衆議院議員(大原二三君) 非常にむずかしい御質問でございます。過剰貸し付けというのは一体何が過剰かということでありまして、これにはいろいろ条件、環境、その人の所得等々によって総合的に判断すべき問題だと思っております。

したがって、先ほど額の問題が先生から提起されましたけれども、額については、やはりその状況に応じていろいろ判断が違ふものですから、われわれとしては特に、これに罰則規定をつくることを一応議論したんです。過剰貸し付けやったやつを罰したらどうだという議論があつたんですが、何が過剰かというところで議論が行き詰まりまして、一応その人のそれその条件に応じて過剰性を判断していただくということで、このような条文になったわけでございます。

○多田省吾君 これもちょっとお答えしにくいと

は思うんですが、お客さんが複数業者から借り入れを行つてゐる場合もございます。その場合は、返済能力以上の債務行為を行う危険性が大きいわけですね。この場合、業者側から十分把握できる方法はあるのかないのか、その辺をどう考えてこの法案をおつくりになったのか。

それから、先ほどもおっしゃったんですが、過剰貸し付けについての罰則の適用を規定してないわけですが、これは必ずかしこいとは思いますが、その辺どう考えておられるのか、この二点お伺いいたします。

○衆議院議員(大原一三君) 複数業者の排除という事でございしますが、いまも宮本銀行局長からお話ございましたように、大きな貸し付け業界では情報交換システムがかなり整備されておまして、お互いに情報交換をやつてゐるようでございます。さらにまた、協会——現在庶民金融業協会でありまして、これが今度貸金業協会、県単位でございまして、これらの情報交換システムを行政指導をしながら、これらの情報交換システムを整備していくことという指導要領も書いてございまして、実際いろいろお聞きしますと、地方によつてはよく情報交換をしていらつしやるものもあるんですが、問題はアウトサイダーですね。こういった方たちも、これは当然今度はその協会の情報システムを利用できることになるわけでありまして、それでもやはりその協会に入つていただくことが先決だと思ひます。そういった形で大蔵当局としては積極的にその協会加入、強制になつておられないで、任意加入でございまして、指導してもらつて、その中で情報交換を十分やつていただくように行政指導をやるようになってゐますので、その点大蔵当局ないし関係当局で積極的にその努力をお願いしたい、かように考えております。

○多田省吾君 最後に、大蔵省に一点お伺いいたします。貸金業におきまして、一部の悪徳業者はその常套手段といたしまして、法の裏を巧妙に逃れて悪徳を働くというところに問題が多いわけでございます。この点行政当局の厳しい監督、指導を望みたいわけですが、どのようなお考えでおりますか。

○政府委員(宮本保孝君) この法律案におきましては、大蔵大臣それから都道府県知事に対しては、貸金業者に対する報告の徴収権あるいは立ち入り検査権というものを付与されております。また、この法律案におきまして業務規制事項がいろいろあるわけですが、このうち、こういう規制事項に違反した場合に、営業の停止とかあるいは登録の取り消し処分をする権限も実は与えられておるわけでございます。この法律案が成立いたしました場合には、こういう悪質な行為を行う貸金業者につきましては、いろいろ権限を与えられておりますので、そういう権限に基づきまして厳正な態度で対処してまいりたいと、こう考えております。

○近藤忠孝君 この法案は議員立法ではありませんけれども、わが党は絶対反対であります。衆議院でもその立場と理由を示してまいりました。参議院の方にやつてまいつたわけでありまして、けれども、私は冒頭に委員長にお願いしたいのは、きつめて多岐にわたつて、しかもきつめて深刻な問題を持つておまして、これは、実態上もまた理論上もあらゆる角度から究明しなければならぬ問題をたくさん含んでおります。そういう点で、これは十分なそして慎重な審議をお願いしたいと思ひます。

それから、たとえば衆議院では業者側、要するに債権者側からの代表を参考人として一日かけて質疑をしておりますけれども、問題になつて、要するにサラ金被害と言われている被害者側からの意見聴取はしてないのであります。となつて、そのまゝこの法案を通してしまふことはやはり片手落ちになるのではないか。ですから、当委員会においては、被害者側からの意見聴取その他あらゆる角度からの慎重な審議が必要だと思ひます。

それからもう一つは、これは衆議院では五年来大原先生を中心にあらゆる角度から検討してきた結果の一つの案であります。だから議員立法だと言つてゐるんですが、私は、そこで議員立法だからといってそのまゝのみにするのではなくて、やはり参議院のチェック機能、これを果たすためにはまた別な角度から慎重に審議をすべきである。ですから、五年かけるとは申しませんが、またこれは時間の、日数の問題じゃないと思ひますけれども、内容の充実した審議を冒頭にお願ひしたいと思ひます。

そこで、提案者の大原先生にお伺いしますけれども、つかぬことをお伺いしますけれども、先生は、これサラ金問題について、債権者側の立場に立つて業者と交渉された経験がどうか、あるいは逆の場合に、業者の側といふとこれは取り立てといふことになりまして、そんなことではないと思ひますけれども、そういう業者側の立場で行動されたことがどうか、その他、やはり直接サラ金問題と言われているその実態を経験されたことがどうか、いかがでしょうか。

○衆議院議員(大原一三君) 大変いい質問でございます。まして、われわれは債権者側でもなければ債権者側でもなく、先ほども申し上げましたように、これは外国に余りないですね。これは、一つは、私ははっきり申し上げて宮本銀行局長には悪いんですが、金融機関は怠慢だと思ふんです。大体平均して一〇％しか——一〇〇預かつて一〇％しか個人金融はやってないといふことは、いままでの経済事情もあつたのでしょうけれども、そういう状況の中で、特殊日本的に発達してきたサラ金構造、これはやはり必要性があつて私はそのうなつたのだと思ひます。ですから、需要者、そういう資金需要があるからそういう業者も出るわけでありまして、この辺は、債権者側のことには金利でひとつ考えていこうということで、四〇％ラインに何とか早くこれを持って、現在の七〇％、八〇％という高い金利を下げていこう、これが一番債権者側に受益の大きい改正点だと私は

思ひます。

そのほかに、暴力的取り立て、こういったものについて積極的に排除をする、そういう人間に債権の譲渡をしてはならない、そういった非常に厳しい条件をつけておりますので、これはもう債権者の利益になるだろう。

先ほど申しましたように、その業者が七〇％、八〇％の何と申しませんが、私から言えばダーティマネーかもしれないが、借りてしまつて、融通をするという現在のサラ金業界の実態、そういうものをいまして、いきなり四〇％へ持つていつたら、恐らく現在の二十万件という御意見もたくさんございまして、その両々の接点でこの法律はでき上がったものというふうに私は理解しております。

○近藤忠孝君 債権者側でもない、また債権者側でもない、そういう意味では公正な立場と、そういう御意見だと思ひます。

私は、立法者としてはそれはそれで結構だと思ふんですが、ただ、この法案の一番大事な点は、やはり債権者、そしてそれが債権者が被害者と言われているその実態だと思ふんですね。それにつきましては、これは実際経験しませんが、本当の苦しみ、そして本当にどこがどのように問題になつてゐるのかわからない分野もあるのではないかと、こう思ふのです。私は、率直に申し上げて大変失礼ですが、債権者側に対する不当な侵害を守ろうという、こういう意図はわかるんですが、ただ、実態を直接体験されてゐないために、やはりその辺のところが落ちてゐるのではないかといふことを私は率直に指摘せざるを得ないんです。

と申しますのは、私自身は弁護士としまして大分扱つてまいりまして、もちろんこれは債権者側の代理ですけれども、そこで、よく言われるのは、弁護士会がこれ反対しているのは、この仕事をここで取つてしまつと仕事はなくなるんじゃないかといふ、そういうことを言うんですけれども

も、それはとんでもないことですね。弁護士業務でこれほど採算に合わない仕事はないんですよ。大体三百万ぐらいの債務がたまったのが多いんですよ。そうしますと、業者数にして十数件、多い場合は二、三十件、それを一つ一つ相手にしますと、計算から言っても交渉から言っても、また、時には身の危険も感じますから、これほど採算の合わない仕事はないんで、そういう立場ではなくて、まさに社会正義の立場から取り組んでいる皆さんの弁護士がおり、そしてその集約として弁護士会が反対の立場をとったんだと思うんです。

実際に体験してみますと、これはものすごくいんです。一、二だけお話ししますと、ともかくも十数件なり二、三十件ですね、こちらは時間を刻んで小刻みに時間を指定して事務所に来てもらう。そうすると、向こうは全部連絡して一斉にやってくるわけですが、まさに団体交渉。しかも相手はものすごく口も達者で、口だけじゃなく態度も大変威迫的態度で、これがもう一斉に押しかけて来るわけですよ。私自身は、労働、公安事件あるいは公害事件など法廷の場でもその他でも、大分、いわば闘う弁護士として法廷の場でのけんかは決して嫌いでない方でやり合ってきたんですけど、それでも身の危険を感じるような、そういう場面なんですね。これは債務者、しかも弱みのある債務者だったとしてもこれは応じられない。しかし、こちらが毅然としておるので向こうもあきらめていきますけれども、しかしその帰った後が大変なんです。嫌がらせ電話から脅迫電話から、もう数日間商売にならない。

そういう中で彼らが言うことは、大体弁護士の言うような金利だったから商売にならぬ、弁護士は営業妨害をするのかと、こう言って食ってかかるわけですよ。幾ら説得して利息制限法があつてと言つてもわからないんですよ。そこで、私が最後に言うことは、大体あなた方が利息制限法違反の金で商売すること自身が、それで営業をしていこうということ自身が間違いないんだと、そう言うとう向

こうもあきらめて帰っていくのですが、そういう中で起きている被害であるということ、ひとつこの機会に御認識いただきたいと思うんです。そこで、私がいま申し上げた利息制限法を超えている金では商売をやること自身が間違いないこの指摘ですね。私に言わせれば、それはやっぱり業者は反社会的な利息を取っている、違法な金を取っている、だからそういう意味で後ろめたい思いで商売をしてもならなければ困るんですよ。ところが、今度この法案が通りますと、後ろめたさがなくなってしまうんですね。堂々と取るわけですよ。いままでですと、まさに裁判所へ行けば返還請求される、あるいは無効だということなんです。それがなくなってしまうと、まさに事前に被害者の被害を予防するとおっしゃいますが、その事前予防効果がますますなくなってしまうんじゃないかと思うんです。

ですから、私の質問は、一つは利息制限法を超える金は無効であり、反社会的な利息であるという御認識を持って立法されたのかどうか。そしてこの法案、要するに四十三条が通った場合には、彼らの後ろめたさの気持ちもなくなつて、まさに公然と堂々と取り立てをされていく、そういう効果を発揮しやしないか、その辺の御認識を聞きたいんです。

○衆議院議員(大原三三) 私はサラ金を借りたことがありませんので、どういう実態かその辺はわかりませんが、これはNHKのテレビでございましたが、弁護士さんが真ん中に入られていろいろ長時間にわたつてこういう問題のおっしゃるような事案、私もそれを拝聴しました。さらにまた、先日ある、これは社会党の先生だったと思うんですが、名前を申し上げては悪いんですが、大原さん、あれはサラ金法はどうなっているんだと、このままでするやうなやつたらそれはもうとてもいつになるかわからないですよ、早くやってくれというお話がありました。実はけさ私の家の前の人が自殺をしてしまったので、自殺をしてしまったから早くやれという話であります。これも大変ショッ

キングだったらしいんです、御本人は。それはそうだと思うんです。前の方が死んでしまった。これは暴力的取り立てに追いかけ回されちゃって亡くなったというわけでありまして。

先生おっしゃることはよくわかるんですが、さしずめ、先ほども申しましたように、五百万とか六百万件という借入れの中で、裁判に行ける、お願ひのできる方というのは一万六千人ぐらいい、その底辺でそういう社会的にゆゆしい問題が起きておる。そこをこの法案をチェックしていかないと、じゃないかというのがそもそもの法案の目的でありまして、私は一〇〇%いい法案とは思いませんけれども、やるにこしたことはないという考え方で皆さん方と御相談をしたわけでありまして。それから、悪徳サラ金業者が堂々と看板をいってやれるとおっしゃいますけれども、そもそもこれは悪徳サラ金業者を排除しようではないかという法案でございまして、そんな人にも看板を堂々と出すというところは、これは登録要件その他見ていただければおわかりと思いますが、事前にやはりチェックをし、さらにまた、それが営業行為をしている場合だけ営業の停止行為、これは相当広範にわたつております。さらにまた、行き過ぎた、停止してもやらないやつについては登録の取り消しもできるといふようなことになっておりますので、何とかこれを実行することによって、早く、そしていま申し上げたような所期の効果を上げたい。

さらにまた、先生おっしゃいますように、将来は四〇%へ持つていくんだと。グレーゾーンとの縮まりがあるわけでございます。行く行くは、先ほどもどなたかおっしゃいましたが、銀行等の金利に近づいていけば、したがって裁判されたにもならないで済むような一応目的、目標を志向しておりますので、その点をひとつ御評価願いたい、かように考えます。

○近藤忠孝君 私、この業者規制はもろん必要であると思ひますし、この業者規制の限りでは不十分な点もあり、しり抜けだと思ひ面もありま

すけれども、それは賛成できるんですね。そこまですたつたら議員立法で一緒に共同提案できたんだと思うんですが、その効果をむしろなくす、あるいはもつと前進の面で逆のマイナスの面があるという点で反対をしておるわけでありまして。

そこで、じゃ、業者規制の面で果たしてうまくいくのかという面、ちょっと一、二具体的事例でお聞きしたいんですが、法務省にお伺いをします。ここにいろいろはがきがあります。取り立てです。督促状の中に「返済を怠ると」「下記の条項が適用される」と。一つは、「借主が返済を怠ると親族に対して迷惑をかけることがある」。それからもう一つは「債務不履行に逃走罪と刑事罪が適用される場合がある」。こういうんですね。これ、一般の人が見ますと、本当に逃げた場合にすぐ取つかまつてひどい目に遭うんじゃないかと。それから、親族に対して迷惑をかける場合があるという、それは親族にも危害が加わるんじゃないかと。これは、法律家が見ればこんなものは全くのインチキだということわかるんですが、それでない人々、私は大学卒業した程度の知識でもこれ見てそれはびっくり仰天する人相当あると思うんです。これが現行法に当たるとしたら脅迫ですけれども、当たるのか、当たらないのか、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(東條伸一郎君) 端的に御返答を申し上げますと、非常にレākēsで、あるいは脅迫罪、あるいは恐喝、あるいは強要という罪の成立が考えられないわけではないと思ひますけれども、一般的に申し上げて、いま御指摘のような督促状の文言が直ちに現行刑法が考えておりますとか、恐喝罪における脅迫の告知というふうにはなかなかないんじゃないか、このように考えております。

○近藤忠孝君 レākēsというのは、恐らくその前に害悪の中身が具体的に示されておつたよう

な場合、それを連想して、そしてひどい目に遭うという場合だと思ふんですね。一般的にはちょっとむずかしいと。私も、それは現行法上はそうかもしれないと思ふんです。

問題は、先ほど悪徳業者を排除できると大原先生おっしゃったんですね。この貸金業法の二十一条、これに「債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。」罰則ついていますけれどもね、これに当たるかどうか、どうでしょうか。

○説明員(東條伸一郎君) 新しい法律でございまして、でき上がった法律が施行されました後の運用状況あるいはその実態を眺めませんと、なかなかどうという事柄がこれに当たるかというところはむずかしい問題があるかと思ひます。

これは一般的に申し上げまして、先ほどの程度の、仮に御指摘の督促状が一回だけ来たということだけを想定いたしますと、これは、「人を威迫し」ということに直ちに当たるかどうか、かなりむずかしい問題があるかと思ひます。もちろん、これは具体的な事案によつて違ふと思ひます。それから「私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」、これも、立法過程でいろいろ考へられておりますのは、先ほど提案者の大原先生の方からお話ございましたように、長時間座り込むとか、あるいは何といひますか、夜間何回も電話してくるとか、あるいは近所に張り紙を張りめぐらすとか、いろんな形の、いわゆる刑法では賄ひ切れない、しかし非常な嫌がらせ行為というふうな感じを私も想定しておつたわけでございます、手紙一本が直ちに当たるかどうか、これはまたあれでございまして……。

要するに、具体的な事実関係を前提としましませんが、なかなかイエスかノーか、答えにくい問題でございましてけれども、あえて一般論を言いますと、一枚の紙が来ただけでどうかということになりますと、あるいはむずかしいのではないかと思っております。

○近藤忠孝君 その一枚の紙が、弱みのある、そして——大体どんな借りてしまふのは無知な層です。利利息制限法の存在も知らない、契約書を取らないうかぬということも知らない、領収証をもらわないうかぬということも知らない、そういう人々がほとんどやっぱりこういう被害者になつていくわけですね。それに対して、この一枚の紙がものすごく心理的な圧迫になり、逃げようと思つたけれども、逃げてみだめだということやっぱり自殺ということにこれなつていくと思ふんですね。

という点では、残念ながらこの二十一条、一定の限度で該当する面もあるかもしれないけれども、かなりな部分がこれはさる法になつてしまふんじゃないか。大体、これ巧妙な連中ですから、よく考えますね、これに当たらないように。要するに、今度の法案に合つた営業活動を続けようというので、相当研究していると思ふんですよ。ですから、そういう面では、これはさる法になりかねない。もし、さる法にしないためには、この規定をかなり緩やかに解釈しますと、これを余り緩やかに解釈しますと、私弁護士で、困るんですね。構成要件該当せずとか、これは余り緩やかに解しても困るんで、人権問題が起きてくることになる、どうもこれはさる法の方へ行きやしないか、こう思ふんです。

あと、まだたくさん紹介するために尾崎からこれ借りてきたんですけれども、(資料を示す)こんな大きなものを玄関に張りついたり、これはもう無数にあるんです。ですから、私は、こういう無数にあるたくさんの中のかなりな部分が、残念ながら二十一条では処罰できないんじゃないか、こういうおそれを抱くものであります。

そこで、先ほどの利息制限法を超える利息の反社会性、無効性についての参議院の御意見を聞きませんでいただければ、お答えいただけますか。

○参議院議員(大原二三君) 何ですか。

○近藤忠孝君 利息制限を超える金利の、いわゆるグレーゾーンのお金が、私は先ほど反社会的な

金であるというのを申し上げたんですけれども、そういう御認識についてはどうですか。

○参議院議員(大原二三君) 反社会的ということはどう解釈するかよくわかりませんが、いずれにしても、最高裁判所の判例のない時期は一九〇九年と二〇〇九年の間に乖離があつて、それが当然認められておつたわけでございますね。最高裁判所の判例が出て、元本に充当したものにはそれが不利になつて返還請求できる、こういうことになつたわけでございます。その法律が三つあるわけでございます。そのところをきちんとして整理して、そして将来はだんだん下げていって、利息制限法は二〇%が最高金額でありますけれども、賠償金を掛け合つたところで四〇%ラインへ持つていくということでございます。一挙にその問題を解決しようと言つても、業界の実態等先ほど申し上げましたようになかなかできない。

したがって、反社会的かどうか知りませんけれども、そういう資金需要が現に日本の社会の中にあるということですね。それはやっぱり率直にわれわれは認めなければならぬと思ひます。その現状を踏まえながら、なほ少しでもいいものに前進しようというのがこの案の考え方でございます。

○近藤忠孝君 直接お答えいただけません。この認識、利息制限法を超える部分は無効であり、かつ、これは民事的には反社会的である。たとへば、ちよつと例が悪いんですけれども、姦通罪ですね。男女の交わりでも合法的な部分と、それから違法な部分というのはやっぱりあるんですね。民事的に。たとへば損害賠償を請求されたら、刑事罰はもうなくなつたけれどもそういう部分はあります。私はやっぱり、余り直接比較していいかわからぬけれども、大体そこに当たるような部分だと思ふんです。やっぱりそれは反社会的な行為であり責められるべき行為だと、その認識があるかどうか、私はこの法案に対するやっぱり基本的な態度だろうと、こう思ふんです。

ただ、そのことをやっていますと時間がなくなりますので、さらに大事な問題、四十三条を設けた理由として、衆議院段階での議論を聞いていまして、一つは、いままでの最高裁判決はあくまでも事後の救済であつて、事前の予防が必要であると、それが事前の予防になるんだといふんです。私が、私は事前の予防問題につきましては、先ほど申し上げた反社会的な金であるにもかかわらず、それについての後めたさを業者が持たなくなるために、それからもう一つは高金利、やっぱり七三%というのはこれはかなり高金利ですね。それがしばらくは続くという、そのことと関連して、かつ四〇%に行くか行かぬかどうかはつきりわからない、そういう状況のもとでは、事前予防の効果を余りないんじゃないかと、こう指摘をせざるを得ないんです。

この論争は、また来国会にしたいと思ふんですが、私は、問題は、事後の救済が絶望的になるといふことについて、これはぜひとも指摘をしないといけないと思ふんです。事後の救済についてたしかにいまよりは十分になると、この点は実際お認めになつておるようです。やりとりを見ておつてもそうですが、ところが、私は絶望的になると思ひます。これは、大体利息制限法を超える金利、それが実際上は業者の側から債務者に対して請求可能になつてしまふんですね。そして、場合によると裁判を持つてもそれを請求することがあるんじゃないか、この四十三条ができません。そういう懸念はお待ちにならなかつたでしようか。

○参議院議員(大原二三君) 四十三条で利息制限法の金利を超える部分について任意の支払い、まあこの任意制、先生のおっしゃっていることと私の答弁ちよつとずれてはいるかもしれないが、任意制の判断はこれは事実認定の問題で、当然これは裁判に行つたら問題になるわけでございます。そして、それと同時に、やはり書面も交付していないような業者をこの条文によつて保護する必要はない。しかも将来は四〇%に近づけるんだと、グレーゾーンをできるだけなくしていくんだという方

向でございますので、そういう点で、この法律を御評価願いたいという気持ちでございます。

共産党さんはその点——あとの部分はもうほとんどわが方の案とこの案と余り変わらないんです。五時以降の電話はいけなとか深夜電話はいけなとか、いろいろ細かいことが書いてございまして、余り変わらない。ただその点だけが御認識をいただけてなくて、残念ながら賛成いただけなかったんですが、将来はこういう方向だということ、ひとつ御評価を願いたいということとを申し上げたわけでございます。

○近藤忠孝君 その一点がきわめて大事なわけにして、要するに、先ほど申し上げたとおり、業者規制では私ももちろんこれは賛成できる部分もあるわけですから。問題は、四十三条が成立してしましますと、ともかくも貸し主側がきわめて強法的の立場になるわけですね。そして、実際に先生が言われるような条件を満たす、いわば何といいますが、優良な企業、そういう業者でも実際無効な金利を取り立て、かつ請求する、またしてきた。

こういう事例があるんです。これは最近、五十七年八月十三日、金沢の裁判所で判決がありました。原告は株式会社武富士、被告は長谷川という人ですが、日本で一番大きなサラ金業者武富士が実際に請求をして、これはいまの最高裁判例が適用されて負けたんです。ところが、私中身を詳細に見てみますと、いま私が指摘したような、実際利息制限法を超える額が現在でも堂々と請求された。この場合には、うまくこれは最高裁判例を適用されて被害者が勝ったけれども、実際これは堂々と請求されかねない。ということは、無効であるけれども実際は無効でなくなってしまうという、こういう例があるんです。

これはちょっと具体的事例で見ていただいた方がいいと思うんで……（資料を手渡す）この事例は、もう時間がないので簡単に申しますと、武富士が七十万貸して、部分的にしか返ってないからというんで七万二千円ばかり請求した事件です。

ところが、七十万に至るまで、合計五回にわたっていわば借りかえ借りかえて七十万になったんです。

そこで、この表の計算書（二）を見ていただきます。（一）の、これは五十四年の三月二十八日に十五万借りまして、その後約一カ月ごとに一万五千ずつ返したんです。ところが、これでは実際全部利息だということで元金には一銭も充当されないで、二回目、五十四年七月十六日にはその元金十五万と、またもう一回十五万借りて三十万になった。ちやっただけですね。その後もずっと返してはおるんだけれども、元金が全然充当されないまま、二回、三回と重なって、とうとう元金には一度も充当されないまま七十万に達しているわけなんです。で、合計百三十一万返しておるけれども、元金に全然充当されていないと、こういう事例ですが、なぜそうやってしまったか。

この一枚目の下の先ほど申し上げた五十四年三月二十八日のところを見ていただきますと、一万五千円ずつ一カ月置きに返しますと四万五千、これ実際に計算し直しますと百何何の金利になるんです。しかし、これ元金に全然充当しないまま、本来であれば利息制限法計算によれば残金は十一万一千四百円になるところを、全然充当されないというんで十五万請求され、またそれが元金になってついに三十万になっちゃう。ここに雪だるまの一番の原因があるんです。となりますと、これがやがて請求されたわけですから、十五万とこの十一万一千四百円の差、約三万八千円ばかりはまさに利息制限法違反の金が請求されたんです。

ですから、まあ現在辛うじて最高裁判例適用されて計算し直したらば、逆にこれは四十五万ばかり払い過ぎたということになったんですが、今度は全然その救済の道がなくなる。まさに絶望的になり、先生方の意図を超えて、利息制限法を超えていっちゃうグレートゾーンの金がもう全部有効になってしまふ。こういう結果になってしまふんで、これはもう事後救済が絶望的であると、こう思う

んですが、この指摘に対してどうお答えになりますか。

○衆議院議員（大原一三君） これは現行法制の中での貸し借りでありますから、一〇九%、それを超えたらこれは罰則が適用されるわけでありまして、中にはこういう事実もたくさんあったと思うんです。ところが、武富士さんは相当もうかっていますから、こういう事実があるというの私は認識しなかったんでありますが、しかし将来は四〇%に持っていくというんでありますから、それが結局現在では野放し状態、その野放しにメスを入れようというんでありますから、私は後ろ向きではないというふうに考えております。

○近藤忠孝君 時間が来てしまったんで、ちょっとまだすれ違いがありますが、私がさらに指摘したかったのは、武富士さんというのは年間の利益は協和銀行をはるかに超える。資金量からいいますと五十分の一ですけれども、ものすごく利益を上げていて、こういう実態、これは明確にする必要があるんです。まさに暴利の結果です。

それから、債務者側が果たして返せるのかという、こういう問題もありますし、これはあらゆる角度からひとつこれから慎重にこの委員会でも審議をお願いしたいということ、まだまだほんの質問の一端でありますから、これで終わります。

しかも、その後の、衆議院を通過して以来の各社の社説は全部批判的ですし、毎日新聞などは参議院で修正しろ、これも言っていますので、ひとつ委員長、修正の問題についてもこれからいろいろお取り計らいをお願いしたいということ、きょうの質問は終わります。

○三治重信君 今度の法案について、きょう提案者に御質問はしない……、お見えにならぬだろうと思つたのですが、お見えになるものだから二、三御所見があったら答弁していただきたいと思うのですが、貸金業の規制というものは、やはり非常に善悪で規制をやらう。ところが、最高裁の判例があるために役所の中で決定ができなかった。で、議員立法ということになったわけですか

ら、そこにむずかしさがあることなんですけれども……。

問題は、サラ金に集中されているようなんですけれども、もう一つ、貸金業の中には、正規の日本のような金融機関は、金は集めるけれどもなかなか弱者には金を貸さぬということからいって、営業も手形の割引なり、それから緊急に金を融通しなくちゃならぬのに、担保として銀行や正規な金融機関では取ってくれない。それでこういう高利貸しの貸金業者を頼る。そういう意味において、これは非常に金融機関の大衆性を補ってきた、こういうふうなことを言われているし、業者貸し付けをやっている人たちは、それで非常に、何と申しますか、自分たちはこういう金融機関のできないことをやっていて、実際の庶民の金融、いわゆる業者の信用には非常に貢献しているんだ、それをサラ金業者と一緒にたたき合はれるのは非常に迷惑だと、こういう御意見が非常に強いわけなんです。

こういう問題について、この法律ができると、大蔵省は、同じ貸金業だけれども、また事実同じ貸金業者でも業者貸し付けとサラ金とは二つをやっている。こういうことなんだけれども、しかし、それはやはり業者貸し付け、手形の割引とか担保貸し付け、こういうものとサラ金とは非常に区別して対応していかないと、この規制だけ一方的にやっていくことは私はどうかと思う。そうすると、かえってむしろいままでの庶民金融について金融機関が手の届かなかったところをやってきたということが、サラ金業者と一緒にされちゃう、こういうことについて非常に心配があるわけなんです、その点についてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員（宮本保孝君） 確かに先生御指摘のとおり、今回のこの法律に基づきます貸金業協会ができるわけでございますが、この貸金業協会の会員には、まあいわゆる消費者金融会社というものも含まれて、その協会を通じてサラ金業者と一緒に監督に帰するということになるわけ

ございますが、特にサラ金業者が全くサラ金化を招来しているような悪徳な業者ばかりではございませんで、日本の社会におきます個人金融というもののついて、かなり円滑融通というふうなことで機能をいたしているわけでございします。

その中には、多くの非常なまじめな会社も多々あるわけでございまして、今回の法律の趣旨は、そういう消費者金融一般について、その業界をすべてまじめな適正な業界にしていくということが主であるわけでございまして、何かサラ金業者が悪徳であり、いわゆるいま御指摘の消費者金融会社というふうなものとか区別されているという認識には、なかなか行政上立ちにくい面もございまして、この法律を通じて、個人金融業界全体を適正なものにしていくのが行政の役割りかなという感じがいたしているわけでございします。

○三治重信君 それはひとつ、いままで大蔵省が全然手を染めていないところのやつで、サラ金の問題が出てきて、こういうかっこうになったけれども、これを全部、一般の町の金融業者を全部サラ金的な考え方で見て指導していくと、非常に、何と申しますか庶民金融の業者貸し付けのやつについてはおろそかになってしまふというふうに思ふわけなんです、ひとつその点は、特に個人の無担保の消費貸し付けときちんとした手形割引とか担保、質屋さなり何なり取って営業で貸す。これは非常に採算に合うやつなんで、これにまで一々ちよつかいをかける、これが非常に金融の臨機応変的な部面の金融関係なんで、これはどつちかと言へば、一緒にやらぬで、できればこの二つを分けて指導体制でやっていくというふうに、ひとつぜひお願いをしたいと思っております。

もちろん、この貸金業協会というものを、できればそういう二つの機能に分けて協会をつくれというのを私の方は希望したんですけれども、それは無理だ、いまの庶民金融業協会というものが、こういうふうな貸金業協会に編成がえになるということだろうと思うのですが、庶民金融業協会というものは各県ごとにほとんどできています。

でしよう。だから、そのときに両方を分けた指導体制というものをやってもらわぬと、何でも文書上もあらゆる言動がサラ金的なものとして指導すると、そこに非常に考え方として矛盾を生ずる、こういうことをひとつぜひ注意をしていただきたいと思うわけです。

以下は、いまから要望とともに御意見があれば伺いたいのは、もっぱらいわゆるサラ金、問題になってきた個人の無担保貸し付け、この問題についての貸金業者、貸金業についての問題点をひとつ取り上げてみたいと思ふわけなんです、消費者金融といいますが、庶民金融でも先ほど言ったような手形なり質屋さを取りつての貸し付けなら、何も貸付限度額というものは要らぬと思うので、やはり貸付限度がこれは設けられてしかるべきじゃないかということ。

また、これが、そういうのが一般に各業者の今度の指導体制の中でも貸付金額、たとえば借りる人のいわゆる月給なりという一つの申告というものです、ある程度の常識的な所得能力というもののついて月給の二倍なりとか二・五倍とかいうふうな貸付限度額というものがやはり指導の中に入つてこない、これは貸し付けちゃった、それは全然もう借りる能力のないのに貸し付けてしまつて困る。これはまあ一人の人間が貸付限度額あるためにAもBもCもDも十も十五も借りるというの、いまはブラックリストが十分できてきて、そういうことがだんだんできなくなつてきて、あるんだけれども、また貸付限度も今度はだんだん上がつていくだろうと思うんですが、個人についてのはある程度の限度を設けた方がいいんじゃないかという問題が一つあるんじゃないかと思ふわけでありまして。

それからこの中で、貸金業協会の中で情報センタリー的なそういうものをやるように、一つの項目としてこの中に明文でもって規定してあるわけなんです、やはり貸金業協会の中で一番指導といえますか、援助をしていただきたいのは情報セン

ター機能、いわゆる借り主の不正的な借りを防止する。これはなぜかと言いますと、いま労働組合でも一番困っているのは、いわゆるギャンブラー、自分の月給以上に借りて競馬、競輪、マージャンやつて借金をして、そうすると苦肉の策でこのサラ金を借りて、そしてまた返せぬとこちらからサラ金を借りて返すためにまた新しくサラ金を借りる、これがだんだん膨張していくと、それで下手な悪いサラ金業者に遭うと会社まで乗り込んで来られる。会社に乗り込んで来られると勤めにならぬ、あるいは親戚まで行かれると親戚づき合ひも変なことになるというふうなことで、労働組合のいまの幹部でもこういう問題について非常に神経をとがらして、そういう問題が大きくならぬうちに組合のそういう幹部——幹部というんです、が中へ入つて貸金業者等の借りかえをやつて、そして労働金庫なり会社なんかと立てかえて、そして本人の返済計画を立てさせて直す。

これちょっとおくれると、みんな会社をやめてどっかへ行かざるを得ぬ。それからもう今度はだんだんだんだん定職を失つてしまふ、こういうことになるわけなんです、業者はばかしの、もう確かに悪いんだけれども、借りる方も余り安易に借りるとんでもないことになるし、これは単に男ばかりじゃなくて、月給が余り多くないために奥さんがちよつとのために借りた、それがだんだん多くなつてまた借りるようになる。こういうことになつて、両々相まつて借り主の方もこのサラ金、サラ金というのか、本当の消費貸借による借り入れというやつは、やはり業界が過剰な貸し付けをしないように、特に協会を通じてまた業界の体制というものを整えてもらふ、こういうことを貸金業協会の主要な最初の任務にひとつぜひ入れてもらいたいと思ふわけでありまして。

それからもう一つは、これはひとつ、すぐといえますか、将来の問題になろうと思ふんですが、結局、何と申しますか、十分な回収ができないというところになると、強制的な取り立てとかなんかに非常になる。したがって、個々にいわゆる貸し

付けをするときに、ある程度のいわゆる保険、共済的な救済基金、業界全体として貸し付けの割合に応じてある程度特別な損失について積み立てをしていく、これを経費として認めてやる、こういうふうな救済基金制度というものを、これは、基金をある程度出すのは、この業界の中堅以上のところでは、やはりそういう資金を出す分についてはそう異存はない。ただ、こういう問題を、救済基金を設立して、その運用について、結局大蔵が経営上そういうものについてのやつを損失といいますが、に認めてもらふ、こういうことが非常に必要ではないかという問題があります。

それから、貸付金額ともいわれる回収期限というものの、ひとつは、そう長くもまた短くもなく、最大限度二カ年ぐらいが限度、これはまたひとつ回収できない場合の損失をきちんとして認めてもらうために、この標準的ないわゆる回収期限、その期限最大限二カ年ぐらいでわずかの金が回収できない場合には、それは一応損失として認めるという、帳面がしつかりしておれば、その理由が確定すれば、なると、こういうふうな一つは無理な取り立てというものもやるためには、業者として正當なまたは救済的な、共済的なものも経費として認めていくようなやつ、いわば貸金業協会に入るとこういう利益もありますし、めんどろも見ます。それが具体的に、運営上なるほどどうやればそう無理な回収をせぬでも済むし、余りめちやくちな貸し付けをしない方がいい、こういうふうなことになるうかと思ふわけなんです、ひとつこの法律が、今国会はだめらしいんですが、もしもできる場合には、いわゆる手形の割引とか担保貸しの方の少しわきへ置いて、サラ金というものを対象にしたひとつこの業界の指導体制、また加入の実施というものを全力を費やしてもらいたいと思ふわけでありまして、そういうことを希望して、ひとつ御所見がございましたら御答弁願つて、質問を終わります。

○衆議院議員(大原一三君) 先生御指摘の協会二

本立ての議論でございますけれども、現在協会に入っている方々は、特にトップクラスというのは、ほとんどサラ金だけではなくて、不動産担保貸し、それから手形割引等をやっている方々がむしろ指導的立場で協会のリードしているように思われます。

いまおっしゃったさまざまな御議論につきましては、これは当局から答えた方がよいと思うんでありますが、現在、貸し倒れ引当金の制度がありますので、それを越える部分については損失控除ができる仕組みになっております。

さらにまた、この共済問題は、先生御専門の退職金共済、中小企業の退職金共済というのがありますが、これは当然経費に落ちる仕組みに相なっております。そういったことも今後制度が完備していけば当然考慮していかなければならぬ仕組みだと思えます。大変貴重な御意見でありますので、私からよりもむしろ事務当局に答えていただければいいと思いますが、お願いしたいと思っております。

○政府委員(宮本保孝君) 先生いろいろ御指摘をいただいたいたしました。仮にこの法律通していただきましたら、法律の施行後の貸金業者の経営の実態とか、あるいは貸し倒れの状況とかいろいろあるかと思えます。将来の検討課題としてきょう御指摘をちょうだいさせていただきたいと思っております。

○委員長(河本嘉久蔵君) この際、お諮りいたします。ただいま質疑を行いました貸金業の規制等に関する法律案、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきましては、閉会中もお審査を継続することとし、両案の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認めます。

す。
なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、請願の審査を行います。
第三号公立高校用地確保のため筑波移転地払下げ等に関する請願外千二百七十三件を議題といたします。
本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。理事会で協議いたしました結果を御報告いたします。

第三号公立高校用地確保のため筑波移転地払下げ等に関する請願外千二百七十三件は、いずれも保留とすることに意見が一致いたしました。以上御報告いたしましたとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。
租税及び金融等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。
租税及び金融等に関する調査のため、閉会中に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十三分散会

八月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、税制改革に関する請願(第五六〇二号)
一、中小企業承継税制の創設等に関する請願(第五六五一号)

第五六〇二号 昭和五十七年七月二十六日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市安佐南区沼田町七〇〇ノ四四四 岡本栄 外三十九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 増田正敬
紹介議員 下条進一郎君
我が国経済の成長発展に大きく貢献してきた中小企業は、昨今の厳しい経済環境のなかで不安定な経営を続けています。このような状況下にある今日、その多くは事業主の世代交代期を迎えており、事業の継続を前提とした課税がなされていない現行の相続税制では、事業の縮小や転換を余儀なくされている。よって、中小企業の事業承継の円滑化を図るため、早急に次の措置を講ずるよう強く要請する。

一、事業用資産を後継者に贈与した場合の贈与税については、農業の場合と同様、相続時まで納税猶予する制度を創設すること。
二、事業用資産の評価については、相続税負担が過重であるため、特別な軽減措置を講ずること。
三、取引相場のない株式の評価方法については、純資産価額方式を改め、収益還元方式を導入すること。

八月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、税制改革に関する請願(第五六八四号)(第五六八九号)

第五六八四号 昭和五十七年八月三日受理
税制改革に関する請願
請願者 愛知県岡崎市戸崎町越舞一八小 西春信 外百三十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六八九号 昭和五十七年八月三日受理
税制改革に関する請願(三通)
請願者 奈良市中登美ヶ丘一丁目公園中登美Cノ二ノ五〇三 杉本辰夫 外

二百三十七名

紹介議員 和田 静夫君
この諸願の趣旨は、第一九号と同じである。

八月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、貸金業の規制等に関する法律案(衆)
一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

貸金業の規制等に関する法律案
貸金業の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 登録(第三条・第十二条)
- 第三章 業務(第十三条・第二十四条)
- 第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会
(第二十五条・第三十五条)
- 第五章 監督(第三十六条・第四十二条)
- 第六章 雑則(第四十三条・第四十六条)
- 第七章 罰則(第四十七条・第五十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に對し必要な規制を行つとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
 - 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
 - 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
 - 四 事業者がその従業者に對して行うもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの
- この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。
- この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合に於ては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合に於ては当該営業所又は事務所所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

第一項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、同項の登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合に於ては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合に於ては都道府県知事に、その事業を営もうとする場所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章及び第三十八条において同じ。)である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に對し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 三 個人である場合においては、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 五 営業所又は事務所の名称及び所在地
- 六 業務の種類及び方法
- 七 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 第三十七条第一項又は第三十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二号)の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- 七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当するもの

者のあるもの
八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの
2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録換えの場合における従前の登録の効力)
第七條 貸金業者が第三條第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の大蔵大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

一 大蔵大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつたとき。
二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

(変更の届出)

第八條 貸金業者は、第四條第一項各号(第五号を除く)に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき(前条各号の一に該当することとなる場合を除く)は、あらかじめ、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六條第一項第六号から第八号までの一に該当する場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四條第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(貸金業者登録簿の閲覧)
第九條 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十條 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業者が死亡した場合 その相続人
二 法人が合併(人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。)により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散(人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為)をした場合 その清算人(人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者)

五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

2 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三條第一項の登録は、その効力を失う。

3 貸金業者が死亡した場合においては、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)は、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六條第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き貸金業を営むことができる。相続人がその期間内に第三條第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、こ

れらの期間内の営業については、相続人を貸金業者とみなす。

(無登録営業等の禁止)

第十一條 第三條第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

2 貸金業者は、貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外の営業所又は事務所を設置して貸金業を営んではならない。

(名義貸しの禁止)

第十二條 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

第三章 業務

(過剰貸付け等の禁止)

第十三條 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人とならうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えたと認められる貸付けの契約を締結してはならない。

(貸付条件の揭示)

第十四條 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を揭示しなければならない。

- 一 貸付けの利率
- 二 返済の方式
- 三 返済期間及び返済回数
- 四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(貸付条件の広告)

第十五條 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める事項を表示しなければならない。

(誇大広告の禁止)

第十六條 貸金業者は、その業務に関して広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(書面の交付)

第十七條 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数
- 七 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)
- 八 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した書面及び当該保証契約の内容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるものを記載した書面を当該保証人に交付しなければならない。

(受取証書の交付)

第十八條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十条において同じ。)
- 四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額
- 五 受領年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあっては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

(帳簿の備付け)

第十九条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(白紙委任状の取得の制限)

第二十条 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から、これらの者が当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面(以下「委任状」という)を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他大蔵省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者の者から委任を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

2 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委任を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業者の商号、名称又は氏名及びその取り立てを行う者の氏名その他大蔵省令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(債権証書の返還)

第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(標識の掲示)

第二十三条 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(債権譲渡等の規制)

第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に對し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他大蔵省令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第四十二条及びこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用がある旨を、大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第四十二条及び前項の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二條及び前項中「貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該債権を譲り受けたとき」と、その契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、その相手方」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中

「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「保証契約を締結したとき」とあるのは「保証契約が締結され」と、前項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、第十八条第一項中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの金額」とあるのは「貸付けの金額」と、貸付けの金額」と、貸付けの金額」とあるのは「貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約について」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該債権を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該債権を譲り受けた者の商号」と、第二十二條中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四十二条第一項中「当該都道府県の区域内において貸金業を営む者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所)を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」とあるのは「当該譲り受けた債権」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲

渡又は取立ての委託(以下「債権譲渡等」という)をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項(前項において準用する場合を含む)の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれがある者(以下「取立て制限者」という)であることを知り、若しくは知ることができるときは、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

(貸金業協会)

第二十五条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会(以下「協会」という)は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の営む貸金業に関し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務
- 三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決
- 四 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に対する研修
- 五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰

貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務

(加入)

第二十六条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(資金需要者等の利益の保護)

第二十七条 協会は、会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、協会は、会員の営む貸金業に關し、都道府県知事の認可を受けて契約約款の内容となるべき事項を定め、会員に對し、当該事項を内容とする契約約款により貸付けの契約を行うよう指導しなければならない。

(苦情の解決)

第二十八条 協会は、債務者等から会員の営む貸金業の業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に對しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(貸金業の業務に關する研修)

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸

金業の業務に従事する者に対し、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修を実施しなければならない。

(過剰貸付けの防止)

第三十条 協会は、信用情報に關する機関(資金需要者の借入金返済能力に關する情報の収集及び貸金業者に對する当該情報の提供を行うものをいう。以下この項において「信用情報機関」という。)を設け、又は他の信用情報機関を指定し、会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

(大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(会員名簿の閲覧)

第三十二条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(全国貸金業協会連合会)

第三十三条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」という。)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に關する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。

(名称の使用制限)

第三十四条 協会及び連合会でない者は、貸金業協会又は全国貸金業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

2 協会に加入していない者は、貸金業を営むに

ついて、貸金業協会会員の名称又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 大蔵大臣は連合会に對して、都道府県知事は協会に對して、連合会又は協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 監督

(業務の停止)

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に對し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項、第十一条第二項、第十二条、第十四条から第二十三条まで又は第二十四条第一項(同条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したとき。

三 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したとき。

2 都道府県知事は、大蔵大臣の登録を受けた貸金業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、前項各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に對し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(登録の取消)

第三十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第一号又は第四号から第八号までの一に該当するに至つたとき。

二 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いつとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 第五條第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

(所在不明者の登録の取消)

第三十八條 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在(法人である場合においてはその役員等の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

(弁明の機会の供与)

第三十九條 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六條第二項若しくは第二項又は第三十七條第三項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(登録の消除)

第四十條 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三條第二項、第七條若しくは第十條第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第三十七條第一項若しくは第三十八條の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を消除しなければならない。

(監督処分の公告等)

第四十一條 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十七條第一項又は第三十八條の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十六條第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第四十二條 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区

域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(任意に支払つた場合のみなし弁済)

第四十三條 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三條の規定により利息とみなされるものを含む)の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払つた金銭の額が、同法第一條第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

一 第十七條第一項又は第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ)の規定により第十七條第一項又は第二項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払

二 第十八條第一項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ)の規定により第十八條第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る支払

2 前項の規定は、次の各号に掲げる支払に係る同項の超過部分の支払については、適用しない。

一 第三十六條第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の処分に違反して貸付けの契約が締結された場合又は当該処分に違反して締結された貸付けに係る契約について保証契約が締結された場合における当該貸付けの契約又は当該保証契約に基づく支払

二 物価統制令第十二條の規定に違反して締結された貸付けの契約又は同条の規定に違反して締結された貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第一項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

3 前二項の規定は、貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、債務者が賠償として任意に支払つた金銭の額が、利息制限法第四條第一項に定める賠償額の予定の制限額を超える場合において、その支払が第一項各号に該当するときに準用する。

(登録の取消し等に伴う取引の結了)

第四十四條 貸金業者について、第三條第二項若しくは第十條第二項の規定により登録が効力を失つたとき、第三十七條第一項若しくは第三十八條の規定により登録が取り消されたとき、又は第三十條第三項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは、当該貸金業者であつた者又はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

(権限の委任)

第四十五條 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務局長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

(省令への委任)

第四十六條 この法律に定めるもののほか、この

法律の規定に基づく登録の申請、届出の手續きその他この法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七章 罰則

第四十七條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三條第一項の登録を受けた者

二 第十一條第一項の規定に違反した者

三 第十二條の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四 第三十六條第一項又は第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第四十八條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一條第二項の規定に違反した者

二 第十六條の規定に違反した者

三 第二十一條第一項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第四十九條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十四條又は第十五條の規定に違反した者

三 第十七條第一項若しくは第二項又は第十八條第一項(第二十四條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十九條の規定に違反して帳簿を備え付けず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

五 第二十條(第二十四條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ)。

の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

六 第二十一条第二項(第二十四条第二項において準用する場合を含む)又は第二十三条の規定に違反した者

七 第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

八 第三十四条第二項の規定に違反した者

第五十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第三項において準用する第四条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第四十二条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十一条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五部 大蔵委員会記録第十五号 昭和五十七年八月十九日【参議院】

者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條(第二十四条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 正当な理由がないのに第三十二条の名簿の閲覧を拒んだ者

三 第三十四条第一項の規定に違反した者

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(貸金業者の自主規制の助長に関する法律の廃止) 第二条 貸金業者の自主規制の助長に関する法律(以下「旧自主規制法」という。)は、廃止する。

(経過措置) 第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第七條第一項の規定による届出をして第二條第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間(当該期間内に第六條第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、第三條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第十二條から第二十二條まで、第二十四条、第三十六條第

一項、第三十九條、第四十一條第一項、第四十二條及び第四十四條の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合においては、第四十四條中「第十條第三項」とあるのは、「附則第三條第一項」とする。

第四條 第二十五條第一項の規定による貸金業協会又は第三十三條第一項の規定による全国貸金業協会連合会が設立されるまでの間は、この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三條第三項の規定による庶民金融業協会又は旧自主規制法第十二條第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会については、旧自主規制法第二章(第四條を除く)、第三章及び第十六條の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三條第一項の規定による庶民金融業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第二十五條第一項の規定による貸金業協会になるために必要な定款の変更の認可を都道府県知事に申請することができる。当該庶民金融業協会は、この期間内に当該定款の変更の認可を申請しなかつたときは当該期間の経過する日に、当該定款の変更の認可を申請した場合において認可しなかつた旨の処分があつたときは当該処分があつた日に、解散する。

3 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十二條第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十三條第一項の規定による全国貸金業協会連合会になるために必要な定款の変更の認可を大蔵大臣に申請することができる。この場合においては、前項後段の規定は、当該全国庶民金融業協会連合会について準用する。

第五條 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十五條第一項の規定による貸金業協会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三條第一項の規定による庶民金融業協会に第三十一條の協力をさせることができる。

第六條 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき、この法律の施行後に、債務者が利息として金銭を支払つたときは、当該支払については、第四十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、この法律の施行後に、債務者が賠償として金銭を支払つたときは、当該支払については、第四十三條第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第七條 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四條の規定による業務の停止については、なお従前の例による。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正) 第八條 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に改める。

第七條及び第八條を削り、第九條中「第七條」を「前條」に改め、同條を第七條とする。

第十條を削り、第十一條を第八條とする。

第十二條を削り、第十三條中「前條」を「前條」に改め、同條を第九條とする。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第九條 第二條第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者については、当分の間、この法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七條及び第八條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第十條の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置) 第十條 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第四條第一項の規定によりその効力を有するものとされる旧自主規制法第二章の規定に係る罰則の規定

に該当するもの及び附則第七条の規定により従前の例によることとされる業務の停止の命令に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

二十四の二 貸金業者の登録	
貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第百三十三号)の登録(登録)の大蔵大臣がする貸金業者の登録(更新)の登録を除く。	登録件数 一件につき九万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項第九号の次に次のように加える。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。

第十二条 第一項第十六号中「貸金業の実態を調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に関するもの」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査に関するもの」を加える。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条 第一項中「貸付」を「貸付け」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第五条 第五項中「貸付」を「貸付け」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条 第四項中「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加える。

五項とする。

第五条 第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条 第二項中「前項」を「前二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年四十・〇〇四パーセント(二月二十九日を含む一年については年四十・一三六パーセントとし、一日当たりについては〇・一〇九六パーセントとする)を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八条 第一項中「三十万円」を「三百万円」に、「第五項第一項」を「第五項第一項若しくは第二項」に改める。

附則

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第百三十三号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「改正後の法」という。)第五条第二項中「四十・〇四パーセント」とあるのは「七十三パーセント」と、「四十・一三六パーセント」とあるのは「七十三・二二パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・二二パーセント」と読み替えるものとする。ただし、質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋については、この限りでない。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、改正後の法第五条第二項中「四十・〇四パーセント」とあるのは「五十四・一三六パーセント」とあるのは「五十四・九六パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えるものとする。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

4 前項の別に法律で定める日については、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以降において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。次項から附則第八項までにおいて同じ。)の受領(この法律の施行前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日の翌日から同日以後六月を経過する日までの間にした利息の受領(当該三年を経過する日以前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、附則第二項の規定より読み替えられた改正後の法第五条第二項

7 附則第三項の別に法律で定める日の翌日から同日以後六月を経過する日までの間にした利息の受領(同項の別に法律で定める日以前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、同項の規定により読み替えられた改正後の法第五条第二項の規定の例による。

8 日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十・〇四パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一三六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・三三パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

9 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業のみを行うものをいう。

一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。

二 返済期間が百日以上であること。

三 返済金を返済期間の百分の七十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。

10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならない。

11 日賦貸金業者についての附則第十三項による改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第三十六条第一項第四号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」とあるのは「出資の受入れ、預り

金及び金利等の取締りに関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第二号）附則第十項と、同法第四十三條第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第二号）附則第八項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」とする。

（質屋営業法の一部改正）

12 質屋営業法の一部を次のように改正する。

第三十六條中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に、「第五條第一項」を「第五條第二項」に、「同法同條第二項」を「同項中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一二六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」とし、同條第三項に、「貸付」を「貸付け」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）

13 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項第三号中「第五條第一項」を「第五條第二項」に改める。

附則第十二條の次に次の二條を加える。

（任意に支払った場合のみなし弁済に関する経過措置）

第十三條 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、第四十三條第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」とあるのは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する

る法律（昭和五十七年法律第二号。以下「金利等取締法昭和五十七年改正法」という。）附則第二項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間内に前項の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第二号。以下「金利等取締法昭和五十七年改正法」という。）附則第二項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に基き当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払については、前項の規定により読み替えられた第四十三條第二項第三号の規定は、当該期間経過後においても、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する期間を経過する日の翌日から金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の別記法律で定める日までの間は、第四十三條第二項第三号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、前項に規定する期間内に金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に基き当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払について準用する。この場合において、第二項中「前項の規

定により」とあるのは、「第三項の規定により」と読み替えるものとする。

第十四條 前条第一項に規定する期間内に締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に基き当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払については、前項の規定により読み替えられた第四十三條第二項第三号の規定は、当該期間経過後においても、なおその効力を有する。この場合において、第二項中「前項の規定により」とあるのは、「第三項の規定により」と読み替えるものとする。

2 前条第三項に規定する期間内に締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に基き、当該期間経過後六

月を経過する日の翌日以後に利息又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の支払（同条第四項において準用する同条第二項の規定によりなおその効力を有するもの）とされる同条第三項の規定により読み替えられた第四十三條第二項第三号の規定の適用を受けるものを除く。）がされた場合において、当該支払に係る利息の額又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の額が出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第一項に定める利息の制限額を超えるときは、当該支払を金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に基き当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払については、前条第四項において準用する同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えられた第四十三條第二項第三号の規定を適用する。

八月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、税制改革に関する請願（第五七七七号）

第五七七七号 昭和五十七年八月六日受理

税制改革に関する請願

請願者 愛知県高浜市高取町戸山二四

中野雅友 外二百七十二名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

八月一八日本委員会に左の案件が付託された。

一、税制改革に関する請願（第五八二二号）（第五八二〇号）（第五八一九号）

第五八二二号 昭和五十七年八月十三日受理
税制改革に関する請願

請願者 愛知県大府市横根町名高七ノ八

田辺代里子 外三百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五八二〇号 昭和五十七年八月十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市鶴見区馬場一ノ一六ノ三四

佐竹昭吉 外百三十三名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五八二九号 昭和五十七年八月十四日受理

税制改革に関する請願(九通)

請願者 愛知県大府市長草町車池一六ノ二

〇二 高垣美徳 外三千二名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第十三号中正誤

ベジ 段行 誤

七三二 不可決

不可欠

八四 終わり

全融

金融

八一五 ふに

ふうに

第十四号中正誤

ベジ 段行 誤

〇一 終わり

円安

円安に

一四 八 来する

来す

正